

福岡県公報

平成29年4月7日
第3882号

目次

告示 (第293号 - 第303号)

○土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	2
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定	(会計管理局会計課)	3
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意	(水産振興課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域の種類の指定	(環境保全課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○自衛官の募集	(市町村支援課)	6
○土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	7
公 告		
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	9
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	10
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(情報政策課)	13
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	13
○宅地建物取引業者の免許の取消し	(建築指導課)	14

○建設業の許可の取消し	(建築指導課)	14
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	14
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	14
○一般競争入札の実施	(総務事務厚生課)	17
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	18
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(会計管理局会計課)	19
○産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の縦覧	(廃棄物対策課)	19
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	20
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	20
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	20
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	21
○平成29年度福岡県調理師試験の実施	(健康増進課)	21
○基本測量の終了	(県土整備総務課)	22
○基本測量の終了	(県土整備総務課)	22
○基本測量の終了	(県土整備総務課)	23
○公共測量の実施 (県が測量計画機関となった場合)	(県土整備総務課)	23
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	23
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	23
○基本測量の実施	(県土整備総務課)	23
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	24
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	24
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	24
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	24
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	24
監査委員		
○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	25
○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	43

○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課) ……………	57
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課) ……………	62
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課) ……………	65
○監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室) ……………	68
○監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室) ……………	71
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課) ……………	75
○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局総務課) ……………	81

収用委員会

○土地収用法に基づく裁決手続の開始 (用 地 課) ……………97

再 掲

○副知事の担当区分 (人 事 課) ……………97

告 示

福岡県告示第293号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年4月7日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 起業者の名称
宗像市
- 2 事業の種類
宗像市観光物産館（道の駅むなかた）拡張整備事業及びこれに伴う市道付替工事
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
福岡県宗像市江口字臯月地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業うち、宗像市観光物産館（道の駅むなかた）拡張整備事業（以下「本体事業」という。）は土地収用法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。また、市道の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は同条第1号に掲げる「道路法（昭和27年法律第180号）による道路」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である宗像市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成28年度一般会計予算により既に財源措置を講じていることから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業のうち本体事業は、宗像市が同市江口字臯月地内において、同市観光物産館（道の駅むなかた）に隣接する土地を取得して、新たに駐車場及び多目的広場を整備するものである。また、関連事業は、本体事業の施行に伴い市道の付替工事が生じたものである。

平成20年4月に開業した観光情報発信機能及び物産直売機能を有する宗像市観光物産館（道の駅むなかた）は、開業以降、順調な売上げを記録し、九州・沖縄の道の駅で6年連続売上1位を獲得するほどの業績を残しており、年間約170万人の利用者が来場するほどの賑わいを見せている。

しかしながら、来場者が増加する一方で、土日の午前中を中心に駐車場が不足している状況であり、駐車場の不足による来場者の利便性の低下や周辺道路の渋滞等により地域住民の生活環境の悪化を招いている。

また、平成29年度には「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の世界遺産登録を控えており、登録後にはさらなる駐車場の不足が懸念されることから、駐車場の確保が急務となっている。

さらに、平成27年3月に策定した「第2次宗像市総合計画」において、より一層観光による地域の活性化や地域産業の活性化を図るため、宗像市観光物産館（道の駅むなかた）を観光の中心と位置づけ、地域共同イベントの実施や国道495号沿道

での観光関連施設用地の確保などを具体的な取組事業として掲げている。そのため、歴史、食、自然など宗像市の観光資源を活かした各種イベントの企画や実施に取り組んでいるところであるが、観光拠点である国道495号沿いにはイベントを開催する十分なスペースがなく、周辺事業者と連携した産業イベント等を実施することができない状況である。

以上のことから、宗像市では、観光拠点である国道495号沿いで、なおかつ、観光の中心と位置づけている宗像市観光物産館（道の駅むなかた）に新たな駐車場及び多目的広場を整備することとしたものである。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、駐車場の不足が解消されることで来場者の利便性が向上することはもとより、周辺道路の渋滞緩和や地域住民の生活環境の改善が図られることとなる。また、多目的広場を活用して、周辺事業者と連携した産業イベント等を開催することができ、宗像市内の農産物や水産物の消費拡大、さらには、新たな顧客獲得による販路拡大が図られ、地域及び地域産業の活性化に寄与することなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は確認されていないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ なお、本件事業に係る起業地に国定公園特別地域及び農業振興地域が含まれているが、福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所長及び福岡県知事から起業地に編入すること及び農業振興地域整備計画の変更について、やむを得ないとの意見書を得ており、宗像市の土地利用計画との整合性は保たれる。

エ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、来場者の利便性、交通の安全性、工事の難易度及び事業費等の面から3案について検討を行った上で、来場者の利便性が高く、交通の安全性が確保され、造成工事等が比較的容易であり、事業費も3案中最小となる、社会的、経済的及び技術的に優れる案を採用している。

オ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認めら

れるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、宗像市観光物産館（道の駅むなかた）において、駐車場の不足による来場者の利便性の低下や周辺道路の渋滞等により地域住民の生活環境に支障を来していること、また、本件事業は「第2次宗像市総合計画」に掲げられている地域及び地域産業の活性化のための事業であることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、宗像市から申請のあった宗像市観光物産館（道の駅むなかた）拡張整備事業及びこれに伴う市道付替工事について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所
宗像市役所（商工観光課）

福岡県告示第294号

福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年4月7日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人 証番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
---------------	-------------------	--------	-------

530	豊前市大字吉木955番地 豊前市	豊前市大字吉木955番地 豊前市役所 市民課	平成29年 3月17日
-----	---------------------	---------------------------	----------------

福岡県告示第295号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成29年4月7日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
宗像市大島 〃	宮地丸組 豊 福 敏 博 (株)春日丸水産 佐 藤 隆 二	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧大島漁業協同組合の地区 (大島加入区)	一般まき網漁業
宗像市鐘崎 〃	共進水産(有) 宗 岡 譲 新幸水産(有) 八 尋 義 幸	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧鐘崎漁業協同組合の地区 (鐘崎加入区)	一般まき網漁業

福岡県告示第296号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年4月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成29年4月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	犀 川 線 豊 前	京都郡みやこ町犀川帆柱1077番1先から 京都郡みやこ町犀川帆柱1080番1先まで

福岡県告示第297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年4月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成29年4月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	496号	京都郡みやこ町犀川帆柱1071番4先から 京都郡みやこ町犀川帆柱1069番1先まで

福岡県告示第298号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号）の別表2の1の(1)のイに掲げる類型をいう。以下同じ。）を同表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定め、平成29年4月7日から施行する。

平成29年4月7日

福岡県知事 小川 洋

別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

1 博多湾流入河川

水 域	該当類型	達成期間
那珂川上流（水生生物） （今光橋から上流）	生物A	イ
那珂川下流（水生生物） （今光橋から下流）	生物B	イ
御笠川（水生生物） （全域）	生物B	イ
多々良川（水生生物） （全域）	生物B	イ
宇美川（水生生物） （全域）	生物B	イ
須恵川（水生生物） （全域）	生物B	イ

樋井川（水生生物）	（全域）	生物B	イ
室見川上流（水生生物）	（矢倉橋から上流）	生物A	イ
室見川下流（水生生物）	（矢倉橋から下流）	生物B	
瑞梅寺川（水生生物）	（全域）	生物B	イ

2 大牟田市内河川

水 域	該当類型	達成期間
諏訪川（水生生物）	（全域）	生物B イ

注1 該当類型の欄中の類型は、河川の類型を表す。

2 達成期間の分類は、次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

福岡県告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年4月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	一般 国道	322号	前	田川郡香春町大字採銅所 3961番3先から 田川郡香春町大字採銅所 4031番9先まで	10.6 ～ 27.0	460.3
			後	田川郡香春町大字採銅所 3957番2先から 田川郡香春町大字採銅所 4031番9先まで	7.5 ～ 27.0	

福岡県告示第300号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年4月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂	県道	基 山 停車場 平等寺 筑紫野 線	前	筑紫野市大字山口2483番 1先から 筑紫野市大字山口2590番 2先まで	30.0 ～ 35.9	7.0
			後	筑紫野市大字山口2483番 1先から 筑紫野市大字山口2590番 2先まで	32.0 ～ 37.0	

福岡県告示第301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年4月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂	県道	平等寺 那珂川 線	前	筑紫野市大字平等寺1845 番先から 筑紫野市大字平等寺679 番69先まで	8.0 ～ 25.0	126.5
			後	筑紫野市大字平等寺1845 番先から 筑紫野市大字平等寺679 番69先まで	11.0 ～ 39.5	

福岡県告示第302号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、2等陸士及び2等空士として採用する自衛官並びに自衛官候補生の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

平成29年4月7日

福岡県知事 小 川 洋

1 募集種目

- (1) 2等陸士及び2等空士として採用する自衛官
一般曹候補生（陸上自衛隊、航空自衛隊のみ）
- (2) 自衛官候補生（男子）

2 募集期間

- (1) 一般曹候補生

平成30年3・4月入隊	平成29年4月1日（土）から 平成29年5月5日（金）まで
-------------	----------------------------------

- (2) 自衛官候補生（男子）

平成29年8・9月入隊 平成30年3・4月入隊	平成29年4月1日（土）から 平成29年5月5日（金）まで
----------------------------	----------------------------------

3 受験資格

- (1) 18歳以上27歳未満の者で日本国籍を有する者
- (2) 詳細は、募集要項による。

4 試験期日

- (1) 一般曹候補生（陸上自衛隊、航空自衛隊のみ）

ア 1次試験

平成29年5月27日（土）

イ 2次試験

平成29年6月30日（金）～7月2日（日）の間のうち指定する1日

- (2) 自衛官候補生（男子）

ア 筆記試験

平成29年5月27日（土）

イ 口述・身体検査

平成29年5月28日（日）又は29日（月）のうち指定する1日

5 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1-12 (電話 092-584-1881～3)	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方5-1-1（小倉駐屯地隣接） (電話 093-963-7728又は093-963-3590)	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
築上郡築上町大字西八田番地不詳（築城基地内） (電話 0930-56-1150) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1（芦屋基地内） (電話 093-223-0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
飯塚市川津639-1 (電話 0948-22-4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12（福岡駐屯地内） (電話 092-591-7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所（博多）
福岡市東区和白丘2-2-63 (電話 092-607-4826)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所（和白）
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F (電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所（姪浜）
久留米市山川追分1-8-19 エスポワール豊福2番館1F (電話 0942-23-7055)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 (電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所

小郡市小郡 2277 (小郡駐屯地内) (電話 0942 - 72 - 3161) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 小郡分駐所
八女市本村字杉町 662 - 5 (電話 0943 - 24 - 5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
柳川市三橋町下百町 6 - 7 (電話 0944 - 72 - 7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

6 試験場の位置及び名称 (予定)

(1) 一般曹候補生

ア 筆記

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方4-2-1	北九州市立大学
福岡	福岡市南区筑紫丘1-1-1	純真学園大学
筑後	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

イ 口述・身体検査

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
筑後	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

(2) 自衛官候補生

一般曹候補生に同じ

福岡県告示第303号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年4月7日

福岡県知事 小川 洋

1 起業者の名称

福岡市

2 事業の種類

福岡市元岡公民館等複合施設改築事業

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県福岡市西区太郎丸一丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第22号に掲げる「社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館」及び同条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

公民館は社会教育法第21条第1項の規定により「市町村が設置する」こととされており、また、老人いこいの家は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に規定する普通地方公共団体が設置する公の施設に該当するため、福岡市は本件事業を施行する権能を有する主体であると認められる。

また、福岡市は平成28年度一般会計予算により既に財源措置を講じていることから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、福岡市が同市西区太郎丸一丁目地内において、福岡市元岡公民館（以下「元岡公民館」という。）及び福岡市立元岡老人いこいの家（以下「元岡老人いこいの家」という。）の複合施設を建設するものである。

元岡公民館は、平成2年度に建設された100坪規格の公民館であるが、自動扉やエレベーターが未整備である等、施設のバリアフリー化がなされておらず、現行施設規模基準の150坪規格の公民館に比べて機能的に著しく劣っていることにより、公民館活動に支障を来している状況にある。また、福岡市では「福岡市地域防災計画」において、公民館を災害時の一時避難所として指定しているが、同公民館は端

梅寺川沿いにあり、大雨時の浸水想定区域内のため、西区の公民館で唯一浸水害の際の一時避難所として指定されていない。

さらに、元岡老人いこいの家は、昭和50年度に建設された軽量鉄骨プレハブ造の建物であるが、老朽化が著しい上に狭あいであり、元岡公民館と同じくバリアフリー化に対応しておらず、同公民館と離れた位置に建設されているため、地域と連携した活動が十分に行われていない状況にある。

そこで、福岡市においては、両施設の改築の時期が重なったこと、土地の有効利用及び各施設の相互利用が図られることなどに鑑み、両施設を複合化した施設を整備することとしたものである。

ア 本事業の施行により得られる利益については、青少年、高齢者等に生きがいを提供し、生活文化の振興、社会福祉の増進、地域住民相互間の連帯意識の高揚等に大きな成果を上げることができ、また、両施設の相互利用が図られるほか、浸水害の際の一時避難所としての機能を兼ね備えた元岡校区のコミュニティ活動の拠点施設として、今後の地域活性化の展開の中心となることも期待できるなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は確認されておらず、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、住民の利便性、環境、施設の機能、事業費の面等3案について検討を行った上で、住民の利便性が高く、環境が良好であり、浸水害の際の一時避難所としての機能を兼ね備え、事業費も3案中最小となる、社会的、経済的及び技術的に優れる案を採用している。

エ 以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、両施設ともに住民の利用に支障を来しており、住民からも改築等

の要望が出されていることなどから、本事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、福岡市から申請のあった福岡市元岡公民館等複合施設改築事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

福岡市西区役所（総務課）

公 告

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により宇美町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年4月7日

福岡県知事 小川 洋

宇美須恵都市計画道路の変更（平成29年2月21日宇美町告示第21号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年4月7日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市国分三丁目78番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市針摺中央二丁目9番13-502号

平嶋 政治

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年4月7日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市川島字鶴田690番6、692番1、692番2、693番1から693番4まで、706番1、706番2、708番1、708番2、709番1、709番2、710番1、711番1及び711番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中間市桜台一丁目5番1号 田口 妙子

行橋市大橋一丁目5番1号木本方 橋本 知美

福岡市東区馬出一丁目31番5-207号 水原 孝

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成29年4月7日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

横断検索システム賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれか

に該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理

- 人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
- チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から平成29年4月21日（金曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成29年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年4月7日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

- (1) 調達案件名
横断検索システム賃貸借契約
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間
平成30年3月1日から平成35年2月28日までの間
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規

定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年5月福岡県告示第534号）に定める資格を得ている者（平成27年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成29年5月17日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2592

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成29年4月7日（金曜日）から平成29年5月16日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成29年5月17日（水曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

平成29年5月18日（木曜日）午前10時30分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A lease contract for the cross-search system
- (2) Time Limit of Tender
5:45 PM on May 17, 2017
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police
Headquarters 7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan
Tel 092-641-4141 (Ext.2592)

公告

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成29年4月7日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

平成29年3月25日から平成29年4月23日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県企画・地域振興部情報政策課に備え置きます。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年4月7日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成29年3月24日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ケーズデンキ久留米店

(2) 所在地 久留米市東合川五丁目2番10 外35筆

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社九州ケーズデンキ	代表取締役 坂下 陽一	茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社九州ケーズデンキ	代表取締役 坂下 陽一	茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成29年11月25日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,000平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
第1駐車場 建物北側、西側	166
第2駐車場 建物東側	17
合計	183

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物西側	28
合計	28

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物東側	157.5
合計	157.5

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内南側	22.770
合計	22.770

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前9時00分	午後9時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後9時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	出入口の数	位 置
第1駐車場	3箇所	店舗敷地 北側、南側、西側
第2駐車場	1箇所	店舗敷地 東側
合計	4箇所	-

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前9時00分～午後5時00分

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項の規定に基づき、次の宅地建物取引業者の免許を取り消したので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成29年4月7日

福岡県知事 小 川 洋

免許番号	商号及び代表者の氏名	事務所の所在地
福岡県知事（2） 第15812号	株式会社グッドホーム 代表者 江崎 千夏	北九州市小倉北区下富野3-11-2

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成29年4月7日

福岡県知事 小 川 洋

1 処分をした年月日

平成29年3月22日

2 処分を受けた者の商号等

商 号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社グッドホーム	北九州市小倉北区下富野 3-11-2	江崎 千夏	平成26年10月21日 福岡県知事許可（般-26） 第104509号

3 処分の内容

建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

株式会社グッドホームの取締役は、詐欺罪により平成28年9月15日に福岡地方裁判所小倉支部から懲役2年6月（執行猶予5年）の判決を受け、同月30日にその刑が確定しており、建設業法第8条第11号の欠格要件に該当するに至った。

このことは、同法第29条第1項第2号に該当する。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年4月7日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女市室岡字堀見手766番1及び766番4から766番18まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

熊本県熊本市南区田迎五丁目4番6号

TAKASUGI株式会社

代表取締役 平島 孝典

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成29年4月7日

福岡県知事 小 川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

コピー用紙単価契約

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）

チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成29年4月21日（金曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る仕様書に示した物品であることの証明書を期限までに提出し、確認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成29年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年4月7日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

コピー用紙単価契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成29年6月1日から平成30年5月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年5月福岡県告示第534号）に定める資格を得ている者（平成27年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成29年5月18日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
01	03	紙	AA、A、B
01	02	事務機器	

05	02	電気通信機器
----	----	--------

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入しようとする物品が1の(2)の仕様書に示した物品であることの証明書を下記5に掲げる者へ平成29年5月10日（水曜日）午後5時00分までに提出して確認を受けた者。
 なお、提出した証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
 福岡県総務部総務事務厚生課調達班
 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）
 F A X 番号 092-643-3109
- 6 契約条項を示す場所
 5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
 平成29年4月7日（金曜日）から平成29年5月10日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
 5の部局とする。
- (2) 提出期限
 郵送の場合 平成29年5月17日（水曜日）午後5時00分

- 持参の場合 平成29年5月18日（木曜日）午後4時00分
- (3) 提出方法
 持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所
 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
 福岡県総務部総務事務厚生課入札室（行政南棟1階）
- (2) 日時
 平成29年5月19日（金曜日）午前11時00分
- 11 落札者が不在の場合の措置
 開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時、場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
 見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
 ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
 イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (2) 契約保証金
 契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
 ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
The contract to purchase Plain Paper Copier at unit-price.
- (2) Time Limit for Tender :
4:00 P M on May 18 , 2017
- (3) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division,
General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office 7-7,Higashikoen,
Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
TEL 092-643-3092

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成29年4月7日

福岡県知事 小川 洋

1 変更しようとする都市計画の種類

筑後都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成29年5月10日（水） 午後2時00分から午後4時00分まで

(2) 場所

久留米市役所305号会議室（久留米市城南町15番地3）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 筑後都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要
同方針のうち、次の事項を変更する。

ア 都市計画の目標

(ア) 基本的事項

イ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(ア) 区域区分の有無

(2) 閲覧

平成29年4月10日（月曜日）から同月24日（月曜日）までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/toshik-eikaku-kuikimasu-chikugo-koutyoukai.html>）において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成29年4月24日（月曜日）（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問合せ先

この公聴会についての問合せは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号及び第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県会計管理局会計課に備え置きます。

平成29年4月7日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の改正は、福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第6条の規定において、県は県の事務により暴力団を利することとならないよう必要な措置を講ずるものとされていることから、公有財産の目的外使用許可及び貸付に係る各様式中暴力団排除に係る規定の対象者に法人等の使用人を追加し、また政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）の一部改正に伴い、契約に係る遅滞損害金の率を改定したものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号及び第8号の規定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成29年3月31日

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条の2の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告

し、当該環境調査書を縦覧に供する。

平成29年4月7日

福岡県知事 小川 洋

1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大浜建設工業株式会社

築上郡築上町大字坂本523番地の1

代表取締役 尻無濱 公人

2 施設の種類及び処理能力

木くずの破碎施設

一日当たり 218.4t

3 設置場所

築上郡築上町大字石堂54番1外3筆

4 指定地域

築上郡築上町大字石堂及び大字上り松の各一部

上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。

5 縦覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県京築保健福祉環境事務所環境課

6 縦覧の期間

平成29年4月7日から同年5月7日まで

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成29年4月7日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社九州ピット

(2) 所在地

大川市大字一木1064番地3

(3) 代表者

代表取締役 宮入 弘明

2 行政処分の内容

産業廃棄物処分業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成29年3月23日

4 処分の理由

株式会社九州ピットは、平成29年3月3日午前11時に横浜地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イに該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年4月7日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市福岡南一丁目1159番1及び1159番4から1159番11まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福津市日蔭野六丁目29番地の5

株式会社サポートハウジング

代表取締役 下田 眞二

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36

条第3項の規定により公告する。

平成29年4月7日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市大字長木字インジ原180番、180番2、180番3、181番から183番まで、188番2、188番3、189番から191番まで、192番1及び193番

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

行橋市大字中津熊328番地12

株式会社清翔産業

代表取締役 松蔭 忠和

公告

大野島土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年4月7日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
古賀 健悟	大川市大字大野島1516番地

2 就任理事

氏名	住所
古賀 誠一郎	大川市大字大野島1518番地2

公告

平成29年度福岡県調理師試験を次のように実施する。

平成29年4月7日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、調理師法施行規則（昭

和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの。

2 試験

(1) 方法

試験は筆記試験とし、出題形式は客観式四肢択一（全60問）とする。試験科目は次のとおりとする。

ア 公衆衛生学

イ 食品学

ウ 栄養学

エ 食品衛生学

オ 調理理論

カ 食文化概論

(2) 日時

平成29年10月14日（土曜日）

午後1時30分から午後3時30分まで

(3) 場所

ア 第1会場

福岡市早良区西新六丁目2番92号 西南学院大学

イ 第2会場

福岡市東区馬出四丁目12番12号 福岡県教育会館

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験申請書1部に受験票・写真台帳（写真は申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦4センチメートル、横3センチメートル、裏面に氏名・生年月日を記入したものを貼付）1部、受験手数料6,100円（福岡県領収証紙を購入し領収証紙納付書に貼付）、受験票送付用封筒（82円分の切手を貼付）1部及び次に掲げる書類（福岡県知事が実施した平成26年度以降の調理師試験の受験票の原本を提出する場合は省略可能）を添えて公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当（郵便番号103-0012東京都中央区日本橋堀留町二丁目8番5号

JACCビル5階 電話番号03-3667-1815、ファックス番号03-3667-1868)に提出すること。

- ① 学校教育法第57条の規定に該当することを証する書類1部
- ② 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類1部

イ 受験申請書は、最寄りの保健福祉環境事務所若しくは保健福祉事務所（ただし、福岡市においては各区保健福祉センター衛生課食品係とし、北九州市においては小倉北区及び八幡西区は保健所、その他の区は各区役所内保健福祉課生活衛生担当とし、大牟田市及び久留米市においては保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。）、福岡県保健医療介護部健康増進課（以下「健康増進課」という。）又は公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当で配布する。

郵便によって受験申請書を請求する場合は、封筒（大きさは問わない）の表に「福岡県調理師試験 受験申請書希望」と明記し、宛先、郵便番号及び住所を明記して140円切手を貼った返信用封筒（角型2号）を同封して、公益社団法人調理技術技能センターに請求すること。郵便による受験申請書の請求は、平成29年5月15日（月曜日）から同年6月16日（金曜日）までの期間に到着したものに限り受け付ける。

ウ 受験手数料6,100円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込受付後は一切返還しない。

エ 郵便によって受験を申込み場合は、必ず書留郵便にてすること。

(2) 受付期間

ア 郵便による受験申込みは、平成29年5月15日（月曜日）から受け付けることとし、同年6月26日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 団体窓口受付（代表者が、5人以上の受験申込みに係る書類を公益社団法人調理技術技能センターに持参して申込みを行うことをいう。以下同じ。）の受験申込みは、平成29年5月15日（月曜日）から同年6月26日（月曜日）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで受け付ける。

ただし、団体窓口受付を行う場合は、事前に公益社団法人調理技術技能センターへ電話連絡を行うこと。

4 合格者の発表

(1) 試験に合格した者の受験番号は、平成29年11月30日（木曜日）午前10時00分に発表する。発表は、公益社団法人調理技術技能センターホームページに掲載するほか、保健福祉環境事務所等、健康増進課及び公益社団法人調理技術技能センターに掲載して行う。

(2) 合格者に対しては、公益社団法人調理技術技能センターから、合格通知書により合格の通知を行う。

5 その他

受験手続その他の問合せは、公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当に対して行うこと。

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年4月7日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

基本重力測量

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市	平成29年3月3日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年4月7日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

精密水準測量及び地盤沈下調査水準測量

2 測の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
大川市	平成29年3月17日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年4月7日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

2級基準点測量・3級基準点測量

2 測の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大牟田市大字上内 地内	平成29年3月13日から 平成29年8月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年4月7日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

基準点測量

2 測の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市門司区大字猿喰	平成29年2月23日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により柳川市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年4月7日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

基準点測量・出来形確認測量

2 測の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
柳川市三橋町の一部地域	平成29年3月17日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年4月7日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

電子国土基本図（地図情報）修正

国土広域情報 修正

2 測の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
福岡県内全域	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したの

で、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年4月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
3級基準点

- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
遠賀郡遠賀町	平成29年3月6日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により筑紫野市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年4月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
基準点測量

- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
筑紫野市大字若江、 大字筑紫の各一部	平成29年3月23日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年4月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
(第一工区) 嘉穂郡桂川町大字土師字六反坪3876番2から3876番4まで、3876番6

、3876番8、3876番14、3876番17及び3876番18

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

嘉穂郡桂川町大字土居424-1

桂川町

桂川町長 井上 利一

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年4月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市石崎一丁目277番2、278番2及び281番1並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市石崎二丁目5番5号

井上 裕一

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により行橋市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年4月7日

福岡県知事 小川 洋

京築広域都市計画汚物処理場の変更（平成29年3月1日行橋市告示第21号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により行橋市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部

都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年4月7日

福岡県知事 小川 洋

京築広域都市計画ごみ焼却場の変更（平成29年3月1日行橋市告示第22号）

監査委員

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく行政監査「試験研究機関における試験研究機器の管理及び利用について」を保健医療介護部、商工部及び農林水産部出先機関の保健環境研究所等15か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成29年4月7日

福岡県監査委員	山下 芳郎
同	伊藤 龍峰
同	行正 晴實
同	岩元 一儀

行政監査結果報告書

(試験研究機関における試験研究機器の
管理及び利用について)

平成29年3月

福岡県監査委員

目次

第1 監査概要	1
1 行政監査のテーマ	1
2 テーマ選定の理由	1
3 監査対象物品及び監査対象機関	1
(1) 対象物品	1
(2) 対象機関	1
4 監査の着眼点	2
(1) 管理について	2
(2) 利用について	2
5 監査の実施方法	2
(1) 管理について	2
(2) 利用について	2
6 監査の実施時期	2
第2 調査結果	3
1 管理について	3
(1) 登録機器の所在確認について	3
(2) 廃棄処分手続について	3
(3) 未登録機器について	4
2 利用について	4
(1) 過去1年間全く利用がない機器について	4
(2) 高額な機器の利用状況について	5
(3) 県の組織間の相互利用について	7
第3 監査結果及び意見	8
1 管理について	8
(1) 登録機器の所在確認について	8
(2) 廃棄処分手続について	8
(3) 未登録機器について	8
2 利用について	8
(1) 過去1年間全く利用がない機器の取扱いについて	8
(2) 高額な公開機器等の有効利用について	9
(3) 県の組織間の相互利用について	9
3 まとめ	9
(参考資料)	10

第1 監査概要

1 行政監査のテーマ

「試験研究機関における試験研究機器の管理及び利用について」

2 テーマ選定の理由

福岡県は、先端成長産業の育成や農産物の開発などの産業政策に取り組み、試験研究機関による企業への技術支援もその一翼を担っている。このような役割を果たすために備えられている試験研究機器は、研究テーマの変遷や研究の進捗などに伴い利用頻度が低下したり、時間の経過とともに管理が適正になされないまま放置されるおそれがある。そのようなことから今回、試験研究機器の管理及び利用について監査したものである。

3 監査対象物品及び監査対象機関

(1) 対象物品

監査対象物品は、平成27年3月31日現在で保有する重要物品（取得価格又は評価額100万円以上）及び平成25年度、平成26年度に廃棄された重要物品である試験研究機器とした。

※ リース物品については、リース期間中のリース料総額100万円以上

(2) 対象機関

監査対象機関は、企業等への公開利用、企業等からの依頼試験、研究開発を行っている以下の15の試験研究機関とした。

部 名	試験研究機関名
保健医療介護部	保健環境研究所
	工業技術センター（本所）
	工業技術センター化学繊維研究所
	工業技術センター生物食品研究所
	工業技術センターインテリア研究所
農林水産部	工業技術センター機械電子研究所
	農林業総合試験場
	農林業総合試験場資源活用研究センター
	農林業総合試験場豊前分場
	農林業総合試験場筑後分場
	農林業総合試験場八女分場
	水産海洋技術センター
	水産海洋技術センター有明海研究所
	水産海洋技術センター豊前海研究所
	水産海洋技術センター内水面研究所

4 監査の着眼点

(1) 管理について

- ア 機器は実在しているか。紛失したものはないか。
 - イ 機器の廃棄処分は適正に行われているか。
 - ウ 機器の登録は適正に行われているか。
- ##### (2) 利用について
- ア 機器が利用されていないか。利用頻度が低下しているものはないか。
 - イ 利用頻度が低下している場合、利用促進のための取組はなされているか。
 - ウ 当該試験研究機関以外での活用は検討されているか。

5 監査の実施方法

監査対象機関に対し、あらかじめ監査テーマを通知し、併せて対象機器について監査資料の提出を求めた。その後以下の手順で調査した。

(1) 管理について

- ア 物品管理システム登録機器の所在調査
 - イ 機器の廃棄処分手続の調査
 - ウ 物品管理システム未登録機器の所在調査
- ※ 物品管理システム未登録機器とは、国から無償で借り受けた機器など県に所有権がなく、財務規則上で物品登録が求められていない機器である。

(2) 利用について

- ア 物品管理システム登録機器のうち、使用可能なもので、過去1年間全く利用がない機器に係る調査
- イ 企業等への公開利用の機器と依頼試験用の機器のうち、高額で利用頻度が低下傾向にあるものの利用促進の取組を調査
 - ・5年間利用がない機器について、利用されていない理由、維持管理経費の有無、リースやアウトソーシングの可否に係る調査
 - ・利用頻度が低下傾向にある機器について、低下の理由や、利用促進の取組を調査
- ウ 県の組織間の相互利用に係る調査

6 監査の実施時期

平成27年11月から平成28年9月までの間に実施した。

第2 調査結果

1 管理について

監査対象となる試験研究機器数は、「物品管理システム」登録機器1,079機器、「物品管理システム」未登録機器75機器（内訳は、国からの借用品51機器、リース契約機器24機器）であった。

【表1-1 監査対象機器の状況】

試験研究機関名	監査対象機器数		
	物品管理システム登録機器	国からの借用品	未登録機器 リース 契約機器
保健環境研究所	134	5	16
工業技術センター・化学繊維研究所	140	7	5
工業技術センター・生食品研究所	153	11	1
工業技術センター・インテリア研究所	44	0	0
工業技術センター・機械電子研究所	150	28	0
農林業総合試験場	203	0	0
農林業総合試験場資源活用研究センター	83	0	0
農林業総合試験場豊前分場	15	0	0
農林業総合試験場筑後分場	7	0	0
農林業総合試験場八女分場	15	0	2
水産海洋技術センター	67	0	0
水産海洋技術センター・有明海研究所	30	0	0
水産海洋技術センター・豊前海研究所	32	0	0
水産海洋技術センター・内水面研究所	6	0	0
合計	1,079	51	24

(1) 登録機器の所在確認について

登録機器1,079機器のうち、3機器が現物確認できなかった。

この3機器のうち、2機器については、廃棄処分手続前に処分されたもので、残り1機器は、平成10年に廃棄したものの物品管理システムから削除されていなかったものであった。

(2) 廃棄処分手続について

平成25年度及び平成26年度に廃棄された機器の処分手続について調査したところ、8機関で62機器が廃棄処分されていた。

【表1-2 機器の廃棄処分の状況】

試験研究機関名	年度別廃棄機器数	
	25年度	26年度
保健環境研究所	4	6
工業技術センター・化学繊維研究所	0	12
工業技術センター・生食品研究所	2	7
工業技術センター・インテリア研究所	0	3
工業技術センター・機械電子研究所	15	6
農林業総合試験場	0	0

農林業総合試験場資源活用研究センター	0	0
農林業総合試験場豊前分場	0	0
農林業総合試験場筑後分場	0	0
農林業総合試験場八女分場	1	0
水産海洋技術センター	0	0
水産海洋技術センター有明海研究所	0	0
水産海洋技術センター豊前海研究所	0	4
水産海洋技術センター内水面研究所	2	0
合計	24	38

(3) 未登録機器について

未登録機器75機器（国からの借用品51機器とリース契約機器24機器）の現物を確認した。
なお、この75機器以外に未登録機器はなかった。

2 利用について

(1) 過去1年間全く利用がない機器について

ア 試験研究機器1,079機器の過去1年間の利用状況を調査したところ、全機関で296機器（全体の27.42%）が全く利用されていなかった。そのうち使用不能なものが176機器、残り120機器は使用可能であった。

なお、296機器のうち291機器が購入から10年以上経過していた。

【表2-1 1年間全く利用がない機器について】

試験研究機関名	機器総数	過去1年間全く利用がないもの		うち使用不能なもの 機器数	うち使用可能なもの 機器数
		機器数	総数中割合		
保健環境研究所	134	23	17.2%	17	6
工業技術センター・化学繊維研究所	140	32	22.9%	20	12
工業技術センター生物食品研究所	153	52	34.0%	32	20
工業技術センターインテリア研究所	44	15	34.1%	3	12
工業技術センター機械電子研究所	150	7	4.7%	6	1
農林業総合試験場	203	52	25.6%	45	7
農林業総合試験場資源活用研究センター	83	34	41.0%	25	9
農林業総合試験場豊前分場	15	9	60.0%	4	5
農林業総合試験場筑後分場	7	5	71.4%	1	4
農林業総合試験場八女分場	15	4	26.7%	0	4
水産海洋技術センター	67	30	44.8%	9	21
水産海洋技術センター有明海研究所	30	11	36.7%	5	6
水産海洋技術センター豊前海研究所	32	20	62.5%	8	12
水産海洋技術センター内水面研究所	6	2	33.3%	1	1
合計	1,079	296	27.4%	176	120

【表2-2 購入から年数経過状況】

購入からの経過年	機器数	
	うち使用不能なもの	うち使用可能なもの
5年未満(H23～H27)	1	0
5年以上10年未満(H18～H22)	4	2
10年以上15年未満(H13～H17)	22	11
15年以上20年未満(H8～H12)	60	29
20年以上25年未満(H3～H7)	114	73
25年以上30年未満(S61～H2)	45	23
30年以上～(～S60)	50	38
合計	296	176
		120

イ 過去1年間全く利用がない296機器のうち、使用可能な120機器について利用がない理由を調査したところ、①研究終了、導入から長期間が経過したことによる陳腐化・老朽化、②新型機器を別に導入したことによる利用の減少、③機器の導入目的が達成されたり、機能が使用目的に合わなくなったことなどによるものであった。

120機器の中には、他の機関への所管換え（管理換）を行っているものも見られたが、ほとんどの機器は所管換え、売却等の取組は行われていなかった。

【表2-3 120機器について稼働がない理由】

主な理由	機器数
研究終了のため	97
技術の進歩による陳腐化・老朽化のため	75
新型機器導入のため	25
他機関が同機能の機器導入したことにより、県試験研究機関の機器を利用する必要がなくなったため	4
検査方法の変化・検査業務自体の変更のため	12
企業のニーズの変化のため	15

※ 複数の理由に該当する機器あり。

(2) 高額な機器の利用状況について

監査対象機器のうち高額な機器の利用頻度を把握するために、利用回数が明確な公開機器等(注1)236機器のうち、購入金額が500万円以上の79機器を対象に調査した。

この79機器の過去5年間の利用頻度を調査したところ、15機器が低下傾向(注2)又はほとんど未利用であった。

(注1)：県民利用のため購入した機器、企業からの依頼を受けて試験を行う機器、又は研究目的で購入したが公開利用や依頼試験にも対応している機器で収入実績から利用回数が判明するもの

(注2)：平成23～25年度までの3年間の利用回数の平均値と平成26～27年度の2年間の利用回数の平均値を比較し、30%以下に低下しているもの

【表2-4 利用頻度が低下傾向又はほとんど未利用の機器】

試験研究機関名	機器名	年度別の利用時間・利用回数・利用回数の推移(時間)						
		H23	H24	H25	H26	H27		
工業技術センター・ 化学繊維研究所 (6機器)	光源装置	9	2	36	0	0		
	固体電解質抵抗測定装置	0	16	59	0	0		
	電子線マイクロアナライザー	29	5	10	2	1		
	X線マイクロアナライザー	29	5	10	2	1		
	キセン耐光試験機	23	0	0	0	0		
	CHNコーダ-(元素分析装置)	63	94	145	21	0		
工業技術センター 生物食品研究所 (2機器)	打解器	0	2	0	0	0		
	フローサイトメトリ	137	117	18	17	27		
工業技術センター インテリア研究所 (3機器)	広幅型ホットプレス	210	73	11	4	14		
	熱分析装置	0	0	0	0	0		
	VOCガス等測定システム	58	70	95	46	4		
工業技術センター 機械電子研究所 (4機器)	フライズ盤	233	25	126	32	20		
	放電加工機	629	324	69	383	60		
	フラスマ放電シタリング装置	0	98	15	8	0		
	MA装置 ハイジ- BX254E	0	4	0	0	0		

※工業技術センターインテリア研究所の「VOCガス測定システム」については、単位は「時間」ではなく「件」。

ア 15機器のうち、5年間ほとんど未利用の機器

15機器のうち6機器（「光源装置」「固体電解質抵抗測定装置」「キセノン耐光試験機」「打解器」「熱分析装置」「MA装置」）は直近の2年間は1度も利用されていなかった。

(7) 理由

他の機関で最新機器が導入されたこと、企業の技術開発に当たって当該機器に対する需要がなくなることなど、企業のニーズの低下によるものであった。

(イ) 維持管理経費の有無並びにリース及びアウトソーシングの可否

a. これら6機器について、保有に伴うコスト面を調査したところ、維持管理経費がかかっているものはなかった。

b. さらに、この6機器について、リース対応できるかどうか、また、業務のアウトソーシングが可能かどうか調査した。

リースについては6機器全て可能であったが、アウトソーシングについては、6機器中3機器が不可能であった。不可能な理由としては機器自体が研究に合わせた特注品であることや、アウトソーシングでは単純な業務は行えるが、各企業の試料に合わせて条件を変えるような特殊な対応はできないということであった。

イ 15機器のうち、利用頻度が低下傾向にある機器

15機器のうち、上記6機器を除いた9機器は直近の5年間に利用頻度がおおむね低下傾向にあるものであった。

(7) 理由

景気動向を原因とするもの、技術革新による企業ニーズの変化、また必要性が高いために企業自ららが同機能の機器を購入し、試験研究機関の機器を使用する必要がなくなったこと、一部の故障により利用できる用途が減ったことなどであった。

(1) 利用促進の取組

各機関は、ホームページや紹介チラシ等で広報するとともに、企業の所内見学時や、企業に対する各所の業務内容紹介時に、併せて機器の紹介を行っていた。

(3) 県の組織間の相互利用について

平成12年度から「福岡県試験研究機関協議会」で取り組まれている試験研究機関の相互利用について調査を行った。この相互利用は「福岡県試験研究機関相互利用可能設備機器リスト」に掲載した機器を対象としている。現在同リストに掲載された機器は、登録機器1,079機器のうち283機器であったが、過去1年間に相互利用した実績は4機器にとどまっていた。

相互利用が進まない理由としては次のようなものが挙げられる。

- ① 試験研究機関ごとに研究課題が特化しているため、必要な機器も異なっている。
- ② 小型の汎用機を除き、精密機器である試験研究機器は移動を伴う貸出しには不向きである。
- ③ 老朽化している機器が多いため、最新の研究者や検査のニーズにあった機器自体がな

い。

このようことから、県の組織間の相互利用については、進んでいない状況であった。

第3 監査結果及び意見

「試験研究機関における試験研究機器の管理及び利用について」の監査結果及び意見は、以下のとおりである。

1 管理について

(1) 登録機器の所在確認について

現物確認ができなかった3機器のうち2機器は、組織改編に伴う研究所の移転のため不用品を一箇所に集積していたところ、重要物品以外の他の備品とともに廃棄してしまつたものであった。これらは、財務規則上求められている廃棄処分手続が適正に行われないうまま処分されていた。

1機器は、平成10年に廃棄したが物品管理システムから削除し忘れたものである。これは、定期的に所在を確認しておけば発生を防ぐことができたものである。

物品の廃棄処分については財務規則に定められた手続を遵守して行わなければならない。廃棄処分完了までは適正に物品を管理しなければならない。また、物品の所在確認については、「適正な物品管理の徹底及び物品の使用状況等の確認について」（平成26年11月総務部総務事務センター課長通知）において定期的（毎年度1回以上）に行うよう依頼もあつているところであり、定期的に実施するように徹底すべきである。

(2) 廃棄処分手続について

平成25年度及び平成26年度に廃棄された機器は、調査した範囲では財務規則上求められている廃棄処分手続並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の手続に従って適正に処分されていた。

(3) 未登録機器について

現物確認できた未登録機器75機器（国からの借用品51機器とリース契約機器24機器）については、借用品等の一覧などにより適正に管理されていた。

2 利用について

(1) 過去1年間全く利用がない機器の取扱いについて

過去1年間全く利用がない機器のうち、研究終了などにより利用していないが使用可能な機器120機器については、今後の機器の必要性を検討し、必要がなければ、売却、所管換え、処分などの機器の取扱方針を定めるべきである。

また、過去1年間全く利用がない機器のうち使用不能の機器176機器については、計画的に処分していくべきである。

(2) 高額な公開機器等の有効利用について

ア 過去5年間ほとんど未利用の6機器については、維持管理経費がかからないため当面保有するとしても、全て購入から15年以上経過しており、今後の機器の保有の必要性について検討し、必要がなければ、売却、所管換え、処分などの機器の取扱方針を定めるべきである。

イ 5年間で利用頻度が低下している9機器のうち、「VOCガス等測定システム」については、一部故障により実施する2種類の試験のうち依頼が多かった試験ができなくなったためであった。この機器については早急に修理や機器の更新等の対応を行い、利用頻度の増加を図るべきである。また、残りの8機器については、今後の利用可能性や必要性をさらに検討し、取扱方針を定めるべきである。

(3) 県の組織間の相互利用について

県の組織間の相互利用については、リストは設けられているが利用は低調である。リストには限られた目的にしか利用できない機器や、老朽化が著しい機器など、他機関での利用が見込みにくい機器も掲載されている。今後は、汎用性の高い機器や購入年度の新しい機器など、他機関での利用が見込める機器を掲載するなど、リストが有効に活用できるよう整備すべきである。

また、機器の購入や更新についても、機器利用の効率性を念頭に入れ、複数の試験研究機関が相互に利用できる機器を優先するなどの検討を行うべきである。

3 まとめ

今回試験研究機器を調査したが、そのうちの842機器（全体の78%）は購入から10年以上経過したもの（注3）であった。購入当時は頻繁に利用していたものの現在は経年劣化等の理由により利用されなくなっていた。これらの機器について、今後の何らかの取組によって利用実績を増やすということは現実的には難しいと考えられる。

試験研究機関が福岡県の産業の発展に果たす役割はますます重要となり、試験研究機器を利用した技術支援の必要性が高まっていると考えられるが、厳しい財政状況の中、全ての需要を満たす十分な機器を購入により確保し続けることは難しい。このため、新たな機器の導入や機器の更新に当たっては、機器の性質上頻繁に企業ニーズが変化するものや短期間で新機種への変更を要するものについては、リース対応やアウトソーシングを検討するよう望むものである。また導入後についても、状況の変化でその後の利用が見込めなくなった場合には、資産価値のあるうちに早期売却することも考慮し対応を検討するよう望むものである。

(注3)：巻末【資料1 購入年度別監査対象機器の状況】参照

(参考資料)

【資料1 購入年度別監査対象機器の状況】

※ 購入から10年以上の機器数、842 機器 (1,079-76-161=842)。全機器数1,079 機器の78%

試験研究機関名	5年未満		5年以上10年未満		10年以上15年未満	
	機器数	保有現在高金額	機器数	保有現在高金額	機器数	保有現在高金額
保健環境研究所	26	257,753,560	36	197,613,150	15	55,681,395
工業技術センター・化学繊維研究所	5	28,916,790	34	265,726,278	21	65,447,865
工業技術センター生物食品研究所	11	61,491,300	13	46,644,150	19	110,478,690
工業技術センターインテリア研究所	1	24,045,000	11	78,001,125	9	48,814,500
工業技術センター機械電子研究所	20	312,284,280	20	263,033,790	27	359,865,660
農林業総合試験場	3	5,825,520	24	58,570,370	25	96,892,863
農林業総合試験場資源活用研究センター	5	12,097,710	9	28,349,998	3	12,232,500
農林業総合試験場豊前分場	0	0	1	1,084,650	2	2,694,300
農林業総合試験場筑後分場	0	0	0	0	0	0
農林業総合試験場八女分場	0	0	3	7,037,500	0	0
水産海洋技術センター	1	3,360,000	4	34,716,675	1	2,436,000
水産海洋技術センター有明海研究所	3	9,486,600	4	17,628,565	5	21,533,400
水産海洋技術センター豊前海研究所	1	2,371,680	1	1,194,900	0	0
水産海洋技術センター内水面研究所	0	0	1	1,538,250	0	0
合計	76	717,632,440	161	1,001,139,401	127	776,077,173
構成比%	7.0	13.0	14.9	18.2	11.8	14.1

試験研究機関名	15年以上20年未満		20年以上25年未満		25年以上30年未満	
	機器数	保有現在高金額	機器数	保有現在高金額	機器数	保有現在高金額
保健環境研究所	18	95,697,620	14	53,650,640	14	41,444,430
工業技術センター・化学繊維研究所	12	39,619,240	40	216,649,170	16	72,245,240
工業技術センター生物食品研究所	12	49,236,450	90	479,190,196	5	23,448,200
工業技術センターインテリア研究所	9	37,517,500	9	53,642,194	1	1,560,000
工業技術センター機械電子研究所	28	250,399,120	23	191,088,835	18	148,945,501
農林業総合試験場	26	73,071,230	56	185,632,574	37	102,801,590
農林業総合試験場資源活用研究センター	5	17,577,000	51	208,258,893	3	8,000,300
農林業総合試験場豊前分場	1	4,651,500	6	13,833,635	4	8,115,000
農林業総合試験場筑後分場	1	1,895,200	1	1,060,900	3	7,368,350
農林業総合試験場八女分場	0	0	8	17,658,320	2	3,730,000
水産海洋技術センター	56	219,246,278	3	4,480,500	2	3,927,900

水産海洋技術センター有明海研究所	2	7,083,750	3	5,964,215	7	15,367,620
水産海洋技術センター豊前海研究所	2	3,563,650	5	22,732,100	8	14,063,840
水産海洋技術センター内水面研究所	0	0	1	1,060,900	1	1,100,000
合計	172	799,558,538	310	1,454,903,072	121	452,117,971
構成比%	16.0	14.5	28.7	26.4	11.2	8.2

試験研究機関名	30年以上40年未満		40年以上		合計	
	機器数	保有現在高金額	機器数	保有現在高金額	機器数	保有現在高金額
保健環境研究所	10	22,023,500	1	1,630,000	134	725,494,295
工業技術センター・化学繊維研究所	9	37,451,000	3	7,943,000	140	733,998,583
工業技術センター生物食品研究所	3	6,040,000	0	0	153	776,528,986
工業技術センターインテリア研究所	4	13,850,000	0	0	44	257,430,319
工業技術センター機械電子研究所	7	33,928,000	7	22,911,872	150	1,582,457,058
農林業総合試験場	32	74,910,000	0	0	203	597,704,147
農林業総合試験場資源活用研究センター	7	10,870,000	0	0	83	297,386,401
農林業総合試験場豊前分場	1	3,040,000	0	0	15	33,419,085
農林業総合試験場筑後分場	2	8,972,000	0	0	7	19,296,450
農林業総合試験場八女分場	2	3,611,000	0	0	15	32,036,820
水産海洋技術センター	0	0	0	0	67	268,167,353
水産海洋技術センター有明海研究所	6	11,460,000	0	0	30	88,524,150
水産海洋技術センター豊前海研究所	15	47,230,000	0	0	32	91,156,170
水産海洋技術センター内水面研究所	3	4,795,000	0	0	6	8,494,150
合計	101	278,180,500	11	32,484,872	1,079	5,512,093,967
構成比%	9.4	5.0	1.0	0.6	100.0	100.0

【資料2 購入金額が500万円以上の公開利用等79機器の過去5年の利用件数・利用時間の状況】

試験研究機関名	機器名	年度別の利用時間・利用回数・利用回数の推移(時間)				
		H23	H24	H25	H26	H27
保健環境研究所 (4機器)	ガスクロマトグラフ	400	511	507	530	229
	高速液体クロマトグラフ	125	134	131	140	114
	RT-3std(自動溶出試験装置)	28	63	59	90	91
	ガスクロ付質量分析器	3	5	4	3	5
工業技術センター・ 化学繊維研究所 (27機器)	ガス雰囲気炉	44	0	12	16	4
	光源装置	9	2	36	0	0
	熱分析装置	236	438	445	266	209
	分光光度計	5	3	3	17	23
	プラスチック成型機	243	275	209	296	241
固体電解質抵抗測定装置	0	16	59	0	0	

	KTX-37(2軸押出機)	43	28	6	45	42
	電子線マイクロアナライザー	29	5	10	2	1
	X線マイクロアナライザー	29	5	10	2	1
	金属材料試験機	45	55	91	54	70
	蛍光X線分光分析装置	425	407	377	322	240
	波長分散型蛍光X線分析装置	218	382	485	394	400
	キケン耐光試験機	23	0	0	0	0
	万能試験機	236	441	311	459	333
	低荷重万能試験機	34	83	147	38	65
	クリープ試験機	0	0	8	1	796
	試験用混練装置	41	52	87	127	44
	ウエザーマーター	219	72	412	468	4
	ガスクロ付質量分析計	81	30	8	71	84
	ガス分析装置	24	16	16	9	9
	CHNコーダー(元素分析装置)	63	94	145	21	0
	熱変形温度測定装置	60	87	124	116	113
	フーリエ変換赤外分光光度計 顕微鏡システム	361	408	377	524	507
	水素雰囲気電気炉	0	0	0	0	0
	風合計測装置	12	9	53	23	33
	TBE-6W2 YP2Q2R(環境試験室)	98	59	216	154	105
	高分解能走査型電子顕微鏡	219	241	209	166	270
	高速液体クロマトグラフ	900	651	1,155	754	1,025
	高速冷却遠心機	175	140	210	89	95
	真空冷凍乾燥器	-	-	-	1,567	1,710
	打解器	0	2	0	0	0
	フローサイトメトリ-	137	117	18	17	27
	電子顕微鏡	135	240	158	191	51
	広幅型ホットプレス	210	73	11	4	14
	高周波加熱プレス	0	0	0	0	0
	熱分析装置	0	0	0	0	0
	フェノール樹脂合成装置一式	7	0	0	6	0
	収納家具強度試験機	828	681	870	877	811
	恒温恒湿器	418	46	40	118	26
	VOCガス等測定システム	58	70	95	46	4
	BELSORP 18 PLUS-SP	0	260	93	0	127
	高周波加熱炉	40	0	0	52	11
	高精度3次元加工機	858	359	1,156	844	201
	フライス盤	233	25	126	32	20
	放電加工機	629	324	69	383	60
	フラスマ放電シタリング装置	0	98	15	8	0
	MA装置 ハイジ- BX254E	0	4	0	0	0
工業技術センター 生物食品研究所 (6機器)						
工業技術センター インテリア研究所 (8機器)						
工業技術センター 機械電子研究所 (31機器)						

電子線マイクロアナライザー	721	413	498	580	587
ナノ金属組織解析システム	33	347	514	325	603
塩乾湿複合サイクル試験機	8,479	8,575	8,501	8,499	8,523
工業用X線撮影装置	—	—	—	405	510
超音波探傷器	4	8	8	4	30
炭素硫黄同時分析装置	65	48	31	58	42
材料強度評価試験システム	237	377	321	322	332
万能材料試験機	124	39	47	70	20
摩擦試験機	3	3	17	40	7
雑音総合評価試験機	122	157	164	172	135
金属材料X線解析システム	—	—	—	72	902
電気的特性試験装置	14	8	12	10	9
位相レーザトポグラフィ粒子分析計	261	105	138	65	122
三次元測定機(株)ニッポ製	1,324	978	1,136	1,033	1,083
三次元測定機 三鷹光器(株)製	444	132	170	296	219
非接触式熱計測システム	53	142	166	161	337
切削力測定装置	0	0	0	0	20
熱定数測定システム	96	184	160	215	246
クロム放電発光分光分析装置	97	103	80	67	190
ICP発光分光分析装置	187	231	171	164	170
表面形状測定器	471	836	974	758	1,034
EMC対策支援システム	424	645	597	724	304
非接触三次元測定器	—	152	551	453	403
LED照明特性評価システム	0	214	1,195	1,831	2,754
電子顕微鏡	289	347	231	188	203
万能試験機	0	11	4	20	9
実大試験機	144	55	66	60	56
面内せん断試験機	0	0	4	0	1

農林業総合試験場
資源活用研究セン
ター(3機器)

※保健環境研究所の4機器、工業技術センターインテリア研究所の「収納家具強度試験機」、 「VOCガス等測定システム」、工業技術センター機械電子研究所「炭素硫黄同時分析装置」、「万能材料試験機」、農林業総合試験場資源活用研究センターの3機器については、単位は「時間」ではなく「件」。

【資料3 15機器(表2-4)のうち、5年間ほとんど未利用の機器(6機器)について】

試験研究機関名	機器名	購入	未利用理由等
工業技術センター・ 化学繊維研究所	光源装置	H9	・平成20年に研究終了後は研究での使用は減少 ・計測機器ではないので、企業のニーズが低いため
	固体電解質抵抗測定 装置	H7	・設備利用してきた企業が自社購入し、センター設備の 利用件数が減少 ・当機関の職員が研究用として利用
	キセノン耐光試験機	H5	・企業における内装材の開発がなく結果的に使われて いない。

工業技術センター 生物食品研究所	打解器	H3	<ul style="list-style-type: none"> ・機械和紙製造企業等が、紙の原料となるパルプ繊維を解繊、叩解するために利用する機器 ・現在、本装置の利用が想定される企業が2社に減少したため
工業技術センター インテリア研究所	熱分析装置	H4	<ul style="list-style-type: none"> ・他所で最新機器が導入されたため
工業技術センター 機械電子研究所	MA 装置 ハイパー BX254E	H6	<ul style="list-style-type: none"> ・粉末冶金による複合材料の研究開発で、材料粉末を微細化、合金化させるために使用 ・粉末冶金の研究開発終了に伴い、企業による設備利用として使用 ・企業ニーズに応じて利用状況には増減あり

【 資料 4 15 機器 (表 2-4) のうち、利用頻度が低下傾向にある機器 (9 機器) について 】

試験研究機関名	機器名	購入	減少理由等
工業技術センター・ 化学繊維研究所	電子線マイクロアナライザー X 線マイクロアナライザー	H19	<ul style="list-style-type: none"> ・両機器を併せて使用 ・県内中小企業が、材料中の元素分布状態を調査するために使用 ・技術の進歩により蛍光 X 線装置等で代用可能となったため、企業の使用も減少
工業技術センター 生物食品研究所	CHN コーダー (元素分析 装置)	H4	<ul style="list-style-type: none"> ・集中使用してきた企業が当該機器の最新機種を購入
工業技術センター 生物食品研究所	フローサイトメトリー	H13	<ul style="list-style-type: none"> ・当該機器を頻繁に使用する大型プロジェクト終了のため、その前後で使用頻度に大きな変化があったため減少
工業技術センター インテリア研究所	広幅型ホットプレス	H14	<ul style="list-style-type: none"> ・設備利用として企業の試作に利用されることが多く、年度によって利用状況は変動
工業技術センター インテリア研究所	VOC ガス等測定システム	H14	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の家具部材・建材・その他材料から発生する VOC (揮発性有機化合物) を分析する機器 ・一部故障により当装置で実施する 2 種類の試験のうち依頼が多かった試験ができなくなったため
工業技術センター 機械電子研究所	フライス盤	H10	<ul style="list-style-type: none"> ・大型の加工機であり、大型金型等の加工に使用 ・同機能の機器を企業が自社でもつようになつたため、利用減少
工業技術センター 機械電子研究所	放電加工機	H1	<ul style="list-style-type: none"> ・企業が金型等の試作をするために使用 ・同機能の機器を企業が自社でもつようになつたため、利用減少

<p>プラズマ放電シタリング装置</p>	<p>H6</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・粉末冶金による複合材料の研究開発で、試験片を焼結して作製するため使用 ・粉末冶金の研究開発終了に伴い、企業による設備利用として使用 ・景気や企業ニーズに応じて利用状況には増減あり
----------------------	-----------	--

【 資料5 相互利用可能機器数 】

試験研究機関名	リスト掲載機器数	総機器数	構成割合
保健環境研究所	25	134	18.7%
工業技術センター・化学繊維研究所	36	140	25.7%
工業技術センター・生物食品研究所	80	153	52.3%
工業技術センター・インテリア研究所	14	44	31.8%
工業技術センター・機械電子研究所	15	150	10.0%
農林業総合試験場	50	203	24.6%
農林業総合試験場資源活用研究センター	23	83	27.7%
農林業総合試験場豊前分場	3	15	20.0%
農林業総合試験場筑後分場	3	7	42.9%
農林業総合試験場八女分場	11	15	73.3%
水産海洋技術センター	23	67	34.3%
水産海洋技術センター・有明海研究所	0	30	0.0%
水産海洋技術センター・豊前海研究所	0	32	0.0%
水産海洋技術センター・内水面研究所	0	6	0.0%
合計	283	1,079	26.2%

監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政的援助等に係る監査を公益財団法人アクロス福岡等42団体について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成29年4月7日

福岡県監査委員	山下 芳郎
同	伊藤 龍峰
同	行正 晴實
同	岩元 一儀

第1 監査の概要

1 監査対象団体、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象団体：公益財団法人アクロス福岡等42団体
- (2) 監査対象期間：平成27年度
- (3) 監査実施期間：平成28年10月4日～平成29年2月9日
監査対象団体ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象団体名	監査実施日
公益財団法人 アクロス福岡	平成28年10月4日～平成28年10月6日
公益財団法人 福岡県メディアカルセンター	平成28年10月12日～平成28年10月13日
公立大学法人 九州歯科大学	平成28年10月18日～平成28年10月20日
大牟田リサイクル発電 株式会社	平成28年10月25日～平成28年10月26日
宗像漁業協同組合	平成28年10月27日
嘉飯桂地区 鳥獣被害防止対策協議会	平成28年11月1日
学校法人福岡雙葉学園 福岡雙葉小学校附属幼稚園	平成28年11月2日
福岡北九州高速道路公社	平成28年11月8日～平成28年11月10日
公益財団法人 福岡県下水道管理センター	平成28年11月15日～平成28年11月16日
福岡県道路公社	平成28年11月17日
岡崎建工株式会社	平成28年11月21日
JR九州メンテナンス・岡崎建工・ 日本施設協会共同企業体	平成28年11月22日
学校法人コングレガシオン・ド・ノートルダム 明治学園高等学校	平成28年11月24日

監査対象団体名	監査実施日
一般社団法人 西日本工業倶楽部	平成28年11月24日
公益財団法人 福岡県産業・科学技術振興財団	平成28年11月29日～平成28年12月1日
公益社団法人 福岡県薬剤師会	平成28年12月7日
一般社団法人 筑紫医師会	平成28年12月8日
医療法人恵真会 渡辺整形外科病院	平成28年12月13日
宗教法人 高祖神社	平成28年12月13日
医療法人祥風会 甘木病院	平成28年12月13日
学校法人六和会学園 甘木幼稚園	平成28年12月13日
一般社団法人 福岡市医師会	平成28年12月14日
福岡県職業能力開発協会	平成28年12月15日
一般社団法人 遠賀中間医師会	平成28年12月16日
北九州空港利用促進協議会	平成29年1月6日
北部九州自動車産業 アジア先進拠点推進会議	平成29年1月6日
一般社団法人 福岡県歯科医師会	平成29年1月11日～平成29年1月12日
公益財団法人 福岡県暴力追放運動推進センター	平成29年1月17日
公益財団法人 福岡県農業振興推進機構	平成29年1月18日～平成29年1月19日
公益財団法人 福岡県女性財団	平成29年1月24日
一般社団法人 朝倉医師会	平成29年1月25日
福岡・糸島地域 鳥獣被害防止対策広域連絡協議会	平成29年1月26日

監査対象団体名	監査実施日
北部九州採卵鶏生産基盤整備・販売力強化プロジェクト会議	平成29年1月31日
朝倉市	平成29年2月1日
柳川市	平成29年2月1日
医療法人 日高整形外科病院	平成29年2月2日
医療法人 広川病院	平成29年2月2日
医療法人静光園 第二病院	平成29年2月2日
カウセンディングルーム・ フリースクール ソファイア	平成29年2月2日
うきは市商工会	平成29年2月7日
久留米商工会議所	平成29年2月8日
一般社団法人 福岡県私立幼稚園退職金基金社団	平成29年2月9日

2 監査の主眼

今回の監査は、財政的援助等に係る出納その他の事務が、援助等の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかに意を用いて実施した。

3 監査対象団体の事業概要及び財政的援助等の内容 別表のとおり。

第2 監査の結果

今回の監査の結果、各監査対象団体における財政的援助等に係る出納その他の事務は、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項(是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの)
該当なし
- 2 注意事項(是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの)
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

所管部局名	調査区分	説 明
人づくり・県民生活部	支出	インターネットによる物品購入について、適切な納品検取が行われていなかった。
人づくり・県民生活部	その他	学生アルバイトについて、決裁を得ずに任用を行っていた。
保健医療介護部	収入・支出	当該団体に対する補助金の実績報告書が、実際の支出と異なる内容で作成されていた。
建築都市部	資産管理	有価証券の購入において、理事会の承認を得ることなく、国債を購入していた。

(別表)

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
公益財団法人 アクロス福岡	国際・文化・情報の交流拠点施設であるアクロス福岡の有する機能を一層高めるよう支援するとともに、福岡県における文化の振興及び文化に関与する情報の提供並びに交流の促進を図り、もって、県民の文化の向上と地域社会の活性化に寄与することを目的として、各種事業を実施している。	県は、基本金の66.7%を出資するとともに、福岡国際文化情報センターの指定管理者として、管理運営を行わせている。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○アクロス福岡出資金 200,000,000 円 ○公の施設の管理 ・福岡県国際文化情報センター管理運営料 248,617,000 円
公益財団法人 福岡県メディアカルセンター	広く地域住民の健康を保持増進し、教育指導、調査研究並びに医療及び情報システムの整備等により、福岡県における包括医療の確立を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的として、各種事業を実施している。	県は、基本金の45.5%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○福岡県メディアカルセンター出資金 10,000,000 円 ○補助金等 ・福岡県移植コーディネーター設置費補助金 4,735,000 円
公立大学法人 九州歯科大学	広く知識を授けるとともに、深く歯学に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって歯科医療の発展と地域の福祉に寄与することを目的とする九州歯科大学を設置し、管理している。	県は、基本金の全額を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し交付金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○公立大学法人九州歯科大学出資金 19,679,209,480 円 ○補助金等 ・福岡県公立大学法人運営費交付金 1,672,919,000 円
大牟田リサイクル発電 株式会社	ごみ焼却によるダイオキシン類対策と余熱発電(サーマルリサイクル)を目的として、RDF(ごみ固形化燃料)の焼却及び発電施設の運転・管理を行っている。	県は、基本金の45.2%を出資している。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○大牟田リサイクル発電株式会社出資金 280,000,000 円
宗像漁業協同組合	福岡県の指定管理者として、福岡県宗像津屋崎漁港内プレジャーボート係留施設の管理運営を行っている。	県は、福岡県宗像津屋崎漁港内プレジャーボート係留施設の指定管理者として、運営管理を行わせている。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○公の施設の管理 ・福岡県宗像津屋崎漁港内プレジャーボート係留施設管理運営料 9,244,000 円

* 出資金及び貸付金の額は、平成27年度末現在

* 補助金等及び公の施設管理運営料の額は、平成27年度の交付額

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
嘉飯桂地区 鳥獣被害防止対策協議会	嘉飯桂地区の農業の発展及び振興を図るため、鳥獣による農林業等に係る被害の防止対策を実施している。	<p>県は、当団体の事業運営に要する経費に対し交付金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助金等 <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県鳥獣被害防止総合対策交付金 298,000 円 鳥獣被害防止総合対策推進費 81,069,000 円 鳥獣被害防止総合対策整備費 20,297,000 円
学校法人福岡雙葉学園 福岡雙葉小学校附属幼稚園	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色のある教育を行っている。	<p>県は、当幼稚園における教育条件の維持及び向上と保護者の教育費負担の軽減を図るため、補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助金等 <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県私立学校経常費補助金 42,883,000 円
福岡北九州高速道路公社	福岡市及び北九州市の区域並びにその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕等を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として、事業を実施している。	<p>県は、基本金の50.0%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し、資金の貸付、債務保証及び負担金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福岡北九州高速道路公社出資金 110,648,800,000 円 ○補助金等 <ul style="list-style-type: none"> ・地方職員共済組合団体共済部組合員に係る負担金 11,663,686 円 ○貸付金 <ul style="list-style-type: none"> ・特別転貸貸付金 37,222,955,157 円 ・福岡北九州高速道路公社経営改善資金 15,000,000,000 円 ○債務保証残高 258,217,729,264 円
公益財団法人 福岡県下水道管理センター	県の委託を受けて、県が設置した流域下水道施設の維持管理を行うほか、下水道に関する知識の普及啓発、調査研究等の自主事業を実施している。	<p>県は、基本金の50.0%を出資している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福岡県下水道管理センター出資金 40,800,000 円
福岡県道路公社	福岡県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕等を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として、事業を実施している。	<p>県は、基本金の72.2%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し債務保証及び負担金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福岡県道路公社出資金 19,279,700,000 円 ○補助金等 <ul style="list-style-type: none"> ・冷水有料道路事業負担金 278,338,000 円 ・地方職員共済組合団体共済部組合員に係る負担金 1,259,232 円 ○債務保証残高 23,132,093,636 円

* 出資金及び貸付金の額は、平成27年度末現在

* 補助金等及び公の施設管理運営料の額は、平成27年度の交付額

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
岡崎建工株式会社	福岡県の指定管理者として、福岡県営中央公園の管理運営を行っている。	<p>県は、福岡県営中央公園の指定管理者として、運営管理を行わせている。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○公の施設の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県営中央公園管理運営料 50,419,346 円
JR九州メンテナンス・ 岡崎建工・日本施設協会 共同企業体	福岡県の指定管理者として、福岡県立北九州勤労青少年文化センターの管理運営を行っている。	<p>県は、福岡県立北九州勤労青少年文化センターの指定管理者として、運営管理を行わせている。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○公の施設の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県立北九州勤労青少年文化センター管理運営料 79,623,000 円
学校法人コングレガシオン・ド・ノートルダム 明治学園高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色のある教育を行っている。	<p>県は、当高等学校における教育条件の維持及び向上と保護者の教育費負担の軽減を図るため、補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県私立学校経常費補助金 225,065,000 円 ・福岡県私立高等学校授業料軽減補助金 2,264,850 円 ・福岡県私立学校耐震化促進費補助金 23,356,027 円
一般社団法人 西日本工業倶楽部	文化財保護法に基づく国指定文化財の適正な保存管理とその活用に係る事業等を行っている。	<p>県は、当団体の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県文化財保護事業補助金 401,000 円
公益財団法人 福岡県産業・科学技術 振興財団	産学官の共同研究による創造的研究開発を推進する等により、科学技術の振興を図り、福岡県の産業構造の高度化や新たな産業の育成に貢献し、もって福岡県の産業の活性化と県民生活の質的向上に寄与することを目的として、研究開発等の各種事業を実施している。	<p>県は、基本金の89.8%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○福岡県産業・科学技術振興財団出資金 894,943,000 円</p> <p>○補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県産業・科学技術振興事業費補助金（産業科学技術振興事業） 104,065,436 円 （先端半導体開発拠点化事業） 138,530,000 円 （三次元半導体研究センター事業） 24,663,000 円 （有機光エレクトロニクス美用化開発センター事業） 38,615,456 円 （社会システム実証センター事業） 39,149,000 円 ・グリーンイノベーションイノベーション人材育成・雇用創造プロジェクト事業費補助金 11,659,080 円

* 出資金及び貸付金の額は、平成27年度末現在

* 補助金等及び公の施設管理運営料の額は、平成27年度の交付額

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
公益社団法人 福岡県薬剤師会	日本薬剤師会並びに福岡県内に所在する地区及び職域の薬剤師会との連携のもと、薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、福岡県民の健康な生活の確保・向上に寄与することを目的として、事業を行っている。	県は、当団体の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○補助金等 ・薬事情報センター事業県費補助金 13,470,000 円 ・薬剤師確保・養成事業補助金 8,295,000 円 ・在宅医療体制整備促進事業補助金 19,172,000 円
一般社団法人 筑紫医師会	日本医師会及び福岡県医師会との連携のもと、医学の高揚、医学・医術の発達普及及び公衆衛生の向上を図り、社会の福祉を増進することを目的として、事業を実施している。	県は、当団体の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○補助金等 ・福岡県看護師等養成所運営費補助金 10,376,000 円 ・福岡県在宅医療連携拠点整備事業費補助金 11,067,000 円 ・福岡県在宅医療連携拠点施設整備事業費補助金 80,467,000 円 ・地域在宅医療推進事業費補助金 3,413,000 円
医療法人恵真会 渡辺整形外科病院	科学的でかつ適正な医療を普及することを目的に、病院を経営している。	県は、当団体の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○補助金等 ・福岡県有床診療所等スプリングラー等施設整備費補助金 69,120,000 円
宗教法人 高祖神社	文化財保護法に基づき県指定文化財の適正な保存管理とその活用に係る事業等を行っている。	県は、当団体の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○補助金等 ・福岡県文化財保護事業補助金 4,930,000 円
医療法人祥風会 甘木病院	科学的でかつ適正な医療を普及することを目的に、病院を経営している。	県は、当団体の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○補助金等 ・福岡県医療施設近代化施設整備事業補助金 102,744,000 円
学校法人六和会学園 甘木幼稚園	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色のある教育を行っている。	県は、当幼稚園における教育条件の維持及び向上と保護者の教育費負担の軽減を図るため、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○補助金等 ・福岡県私立学校経常費補助金 47,533,000 円 ・福岡県私立幼稚園等設備費補助金 298,000 円

* 出資金及び貸付金の額は、平成27年度末現在

* 補助金等及び公の施設管理運営料の額は、平成27年度の交付額

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
<p>一般社団法人 福岡市医師会</p>	<p>医道の昂揚、医学、医師の発達並びに 公衆衛生の向上を図り、併せて会員の福 祉を増進することを目的として、各種事業 を実施している。</p>	<p>県は、当団体の事業運営に要する経費に対し 補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県看護師等養成所運営費補助金 64,940,000 円 ・福岡県在宅医療連携拠点整備事業費補助金 53,500,000 円 ・福岡県地域在宅医療推進事業費補助金 23,971,000 円
<p>福岡県職業能力開発協会</p>	<p>県内における職業能力の開発の促進を 図ることを目的として、職業能力検定をは じめ、職業能力の開発に関する事業を実 施している。</p>	<p>県は、当団体の事業運営に要する経費に対し 補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県職業能力開発協会補助金 52,790,000 円
<p>一般社団法人 遠賀中間医師会</p>	<p>日本医師会及び福岡県医師会との連 携のもと、医師の生涯研修により医学及 び医師の発展に努め、もって、医道の高 揚を図り、診療情報の開示により信頼関 係を樹立し、社会福祉の増進、公衆衛生 の向上を目的として、各種事業を実施し ている。</p>	<p>県は、当団体の事業運営に要する経費に対し 補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県看護師等養成所運営費補助金 30,991,000 円 ・福岡県在宅医療連携拠点整備事業費補助金 8,571,000 円 ・福岡県地域在宅医療推進事業費補助金 2,419,000 円 ・福岡県新人看護職員研修事業費補助金 681,000 円 ・福岡県新任期看護職員研修事業費補助金 351,000 円
<p>北九州空港利用促進協議 会</p>	<p>北九州空港の整備と利用の促進、需要 の拡大を図るための取組みを総合的に 行っている。</p>	<p>県は、当団体の事業運営に要する経費に対し 負担金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州空港利用促進協議会負担金 187,047,000 円
<p>北部九州自動車産業 アジア先進拠点推進会議</p>	<p>自動車の生産に関わる企業、地元経済 界、大学等の教育機関、行政が緊密に連 携して、品質・コスト面の競争力強化、研 究開発力の強化、新たな自動車社会の 実証促進、自動車人材の集積・交流促進 等に取り組み、北部九州における自動車 産業アジア先進拠点の形成を目的とし て、各事業を行っている。</p>	<p>県は、当団体の運営に要する経費に対し、負担 金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北部九州自動車産業アジア先進拠点推進会議負担金 200,680,105 円

* 出資金及び貸付金の額は、平成27年度未現在

* 補助金等及び公の施設管理運営料の額は、平成27年度の交付額

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
一般社団法人 福岡県歯科医師会	日本歯科医師会及び郡市区歯科医師会との連携のもと、医道の高揚、国民歯科医療の確立、公衆衛生・歯科保健の啓発並びに歯科医学の進歩発達を図り、もって国民の健康と福祉を増進することを目的として、各種事業を行っている。	県は、当団体の運営に要する経費に対し、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○補助金等 ・歯科保健医療確保対策事業費補助金 12,000,000 円 ・心身障害者(児)歯科保健医療推進事業費補助金 2,580,000 円 ・要介護者等歯科保健医療確保対策事業費補助金 500,000 円 ・福岡県歯科医師・歯科衛生士研修事業費補助金 1,800,000 円 ・福岡県歯科衛生士養成校巡回実習教育事業費補助金 694,000 円 ・福岡県母子歯科保健推進事業補助金 1,000,000 円 ・医療費公費負担制度運営費補助金 16,000,000 円 ・福岡県がん患者等医科歯科連携整備事業補助金 48,202,000 円 ・福岡県訪問歯科診療推進整備補助金(連携室整備) 51,889,000 円 ・福岡県訪問歯科診療推進整備補助金(認知症患者) 2,751,000 円 ・福岡県かかりつけ歯科医定着促進モデル事業補助金 6,086,000 円 ・福岡県周術期口腔ケア連携支援事業費補助金 4,263,000 円 ・介護支援専門員口腔管理キャリアアップ研修事業補助金 5,155,000 円
公益財団法人 福岡県暴力追放運動推進センター	暴力団員による不当な行為を予防するため広報活動等を推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救済を行うこと等により、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図るための事業を実施している。	県は、基本金の78.9%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○福岡県暴力追放運動推進センター出資金 1,218,765,200 円 ○補助金等 ・福岡県暴力追放運動推進センター補助金 3,000,000 円
公益財団法人 福岡県農業振興推進機構	農地の集約化による経営規模拡大と生産性の向上、新規就農促進等の農業担い手への支援に関する事業等を行い、本県農業の活性化と豊かな県民生活の向上に寄与することを目的として、各種事業を実施している。	県は、基本金の72.2%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金の交付及び資金の貸付を行っている。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○福岡県農業振興推進機構出資金 130,000,000 円 ○補助金等 ・福岡県農業振興対策事業費補助金 6,100,000 円 ・福岡県農地集積・集約化対策事業費補助金(農地売買支援事業) 18,144,000 円 (農地中間管理事業) 82,009,000 円 ・福岡県経営技術支援対策関係事業費補助金 3,540,000 円

* 出資金及び貸付金の額は、平成27年度未現在

* 補助金等及び公の施設管理運営料の額は、平成27年度の交付額

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
<p>公益財団法人 福岡県農業振興推進機構</p>		<p>○貸付金 ・福岡県就農支援資金貸付金 9,999,000 円 ・福岡県農林水産物輸出応援 農商工連携ファンド事業に係る貸付金 1,600,000,000 円</p> <p>なお、県は、当機構が社団法人全国農地保有 合理化協会から借り入れる担い手支援農地保有 合理化事業資金について、同協会に対し損失補 償を行っている。</p> <p>○補償債務残高（全国農地保有合理化協会分） 73,085,891 円</p>
<p>公益財団法人 福岡県女性財団</p>	<p>女性問題に関する県民の自立的で創 造的な活動を支援し、相互の連携を図る ことにより、男女の自立と対等な社会参画 の推進に寄与することを目的として、各種 事業を実施している。</p>	<p>県は、基本金の全額を出資している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○福岡県女性財団出資金 200,000,000 円</p>
<p>一般社団法人 朝倉医師会</p>	<p>医道の昌揚、医学医術の発展普及と公 衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の 増進に寄与することを目的として、各種事 業を実施している。</p>	<p>県は、当団体が行う事業運営に要する経費に 対し、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等 ・福岡県看護師等養成所運営費補助金 19,281,000 円 ・福岡県在宅医療連携拠点整備事業費補助金 9,759,000 円 ・福岡県地域在宅医療推進事業費補助金 2,725,000 円 ・福岡県新任期看護職員研修事業費補助金 82,000 円 ・福岡県へき地医療拠点病院運営費補助金 10,419,000 円 ・デイホスピス定着促進事業費補助金 4,855,000 円 ・病院内保育所運営費補助金 2,451,000 円</p>
<p>福岡・糸島地域 鳥獣被害防止対策広域 連絡協議会</p>	<p>福岡市及び糸島市地域の農業の発展 及び振興を図るため、鳥獣による農林業 等に係る被害の防止対策を実施してい る。</p>	<p>県は、当団体が行う事業運営に要する経費に 対し、交付金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等 ・福岡県鳥獣被害防止総合対策交付金 鳥獣被害防止総合対策推進費 3,181,000 円 鳥獣被害防止総合対策整備費 40,366,060 円 鳥獣被害防止総合対策推進費（緊急補獲） 24,303,600 円</p>
<p>北部九州採卵鶏生産基盤 整備・販売力強化 プロジェクト会議</p>	<p>地域の畜産（採卵鶏）の収益性の向上 に向けた計画・目標の策定及び目的達成 のための取組を行っている。</p>	<p>県は、当団体が行う事業運営に要する経費に 対し、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等 ・福岡県畜産競争力強化対策整備事業費補助金 433,400,000 円</p>

* 出資金及び貸付金の額は、平成27年度末現在

* 補助金等及び公の施設管理運営料の額は、平成27年度の交付額

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
朝倉市	福岡県の指定管理者として、甘木歴史資料館の管理運営を行っている。	<p>県は、甘木歴史資料館の指定管理者として、運営管理を行わせている。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○公の施設の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甘木歴史資料館管理運営料 9,572,000 円
柳川市	福岡県の指定管理者として、柳川古文書館の管理運営を行っている。	<p>県は、柳川古文書館の指定管理者として、運営管理を行わせている。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○公の施設の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柳川古文書館管理運営料 10,538,000 円
医療法人 日高整形外科病院	科学的でかつ適正な医療を普及することとを目的に、病院を経営している。	<p>県は、当団体の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県有床診療所等スプリンクラー等施設整備費補助金 50,960,000 円
医療法人 広川病院	科学的でかつ適正な医療を普及することとを目的に、病院を経営している。	<p>県は、当団体の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県有床診療所等スプリンクラー等施設整備費補助金 99,784,000 円
医療法人静光園 第二病院	科学的でかつ適正な医療を普及することとを目的に、病院を経営している。	<p>県は、当団体の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県医療施設耐震化施設整備費補助金 343,899,000 円
カウンセンテングルーム・ フリースクール ソファイア	フリースクールソファイアを設置運営し、様々な理由から不登校やひきこもり状態にある児童生徒に対する学習支援等を行っている。	<p>県は、当団体の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県フリースクール支援事業補助金 2,000,000 円

* 出資金及び貸付金の額は、平成27年度未現在

* 補助金等及び公の施設管理運営料の額は、平成27年度の交付額

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
うきは市商工会	地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、各種事業を実施している。	<p>県は、当団体の事業運営に要する経費に対し補助金及び交付金を交付している。援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金等 <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県小規模事業経営支援事業費補助金 8,222,780 円 ・福岡県地域商品券による地域経済活性化支援事業費交付金 19,811,608 円 ・福岡県行きなくなる商店街づくり事業補助金 694,000 円
久留米商工会議所	地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もってわが国商工業の発達に寄与することを目的として、各種事業を実施している。	<p>県は、当団体の事業運営に要する経費に対し補助金及び交付金を交付している。援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金等 <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県小規模事業経営支援事業費補助金 98,356,714 円 ・福岡県地域商品券による地域経済活性化支援事業費交付金 71,553,358 円 ・福岡県行きなくなる商店街づくり事業補助金 2,040,118 円
一般社団法人 福岡県私立幼稚園退職金 基金社団	私立幼稚園に勤務する教職員等の福祉を増進し、もって幼稚園教育の振興に寄与することを目的として、会員が設置する幼稚園等に勤務する常勤の教職員等が退職した場合に、当該会員の支給すべき退職手当の資金をその会員に給付する事業を実施している。	<p>県は、当団体の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金等 <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県私立幼稚園退職金基金社団補助金 367,699,000 円

* 出資金及び貸付金の額は、平成27年度未現在

* 補助金等及び公の施設管理運営料の額は、平成27年度の交付額

監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関のアジア文化交流センター等36か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成29年4月7日

福岡県監査委員	山下 芳郎
同	伊藤 龍峰
同	行正 晴實
同	岩元 一儀

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

(1) 監査対象機関：人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部の出先機関
36機関

(2) 監査対象期間：平成27年 9月1日～平成28年 8月31日

(3) 監査実施期間：平成28年10月4日～平成28年12月16日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査実施日
人づくり・県民生活部	アジア文化交流センター	平成28年10月4日～平成28年10月7日
	女性相談所	平成28年12月13日～平成28年12月14日
	消費生活センター	平成28年10月7日
	筑紫保健福祉環境事務所	平成28年10月25日～平成28年10月27日
	粕屋保健福祉事務所	平成28年12月6日～平成28年12月8日
	糸島保健福祉事務所	平成28年10月18日～平成28年10月19日
	宗像・遠賀保健福祉環境事務所	平成28年11月29日～平成28年12月1日
	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	平成28年10月12日～平成28年10月14日
	田川保健福祉事務所	平成28年11月15日～平成28年11月18日
	北筑後保健福祉環境事務所	平成28年10月4日～平成28年10月6日
	南筑後保健福祉環境事務所	平成28年10月25日～平成28年10月27日
	京築保健福祉環境事務所	平成28年11月8日～平成28年11月10日
	保健環境研究所	平成28年11月21日～平成28年11月22日
	精神保健福祉センター	平成28年12月13日～平成28年12月14日
	食肉衛生検査所	平成28年10月7日
	福岡児童相談所	平成28年10月18日～平成28年10月19日
	福祉労働部	久留米児童相談所
田川児童相談所		平成28年11月1日～平成28年11月2日
大牟田児童相談所		平成28年12月13日～平成28年12月14日
宗像児童相談所		平成28年11月8日～平成28年11月9日
京築児童相談所		平成28年12月15日～平成28年12月16日
福岡学園		平成28年11月24日～平成28年11月25日
障害者更生相談所		平成28年11月22日
粕屋新光園		平成28年11月1日～平成28年11月2日
福岡労働者支援事務所		平成28年10月21日
北九州労働者支援事務所		平成28年11月11日
筑後労働者支援事務所		平成28年10月21日
筑豊労働者支援事務所		平成28年11月11日

監査対象機関名	監査実施日
福岡高等技術専門校	平成28年10月20日～平成28年10月21日
戸畑高等技術専門校	平成28年11月24日～平成28年11月25日
小竹高等技術専門校	平成28年12月15日～平成28年12月16日
久留米高等技術専門校	平成28年11月10日～平成28年11月11日
大牟田高等技術専門校	平成28年12月15日～平成28年12月16日
田川高等技術専門校	平成28年10月20日～平成28年10月21日
小倉高等技術専門校	平成28年11月1日～平成28年11月2日
福岡障害者職業能力開発校	平成28年10月18日～平成28年10月20日

福祉労働部

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、生活保護費の支給状況については、収入及び各種扶助の認定並びに支給が適正に行われているかを重点事項として監査を行った。

3 監査の範囲等

(1) 財務に関する事務の監査の範囲

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び賃金の執行状況、通勤手当（変更分）の認定及び支給状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分状況

キ 扶助費

扶助費の執行状況（生活保護費を除く）

(2) 重点事項の監査の範囲等

ア 監査対象機関

保健福祉（環境）事務所8機関

イ 監査の内容

生活保護費の支給状況について

ウ 監査の視点

収入及び各種扶助の認定並びに支給は、適正に行われているか。

第2 監査の結果

1 財務に関する事務

今回の監査の結果、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- (1) 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

対象機関名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部 宗像・遠賀保健 福祉環境事務所	財 産	1	郵便切手の管理が、適正に行われていなかった。
計		1件	

- (2) 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

対象部局名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部	収 入	1	生活保護費返還金において、徴収努力により一定の収入実績はあるものの、収入未済額が前年度に比べて、増加している。
	支 出	1	物品の処分において、委託料として支出すべきところをその他役務費として支出していた。
	契 約	1	工事の契約において、暴力団排除条項の内容が、改正された「暴力団排除強化に係る内容」となっていないかった。
	契 約	1	物品の処分において、産業廃棄物収集運搬・処理の許可を有する業者と契約せず、かつ、法に基づき契約書も取り交わしていないかった。
	契 約	1	工事の契約において、暴力団排除条項の内容が、改正された「暴力団排除強化に係る内容」となっていないかった。
	契 約	1	物品の処分において、産業廃棄物収集運搬・処理の許可を有する業者と契約せず、かつ、法に基づき契約書も取り交わしていないかった。
計		6件	

2 重点事項（生活保護費の支給状況）

保健福祉（環境）事務所の監査対象期間末現在の被保護世帯数14,280世帯のうち、720世帯（抽出率5.0%）を抽出し調査を行った。

監査の視点から見たところ、下記事項を除き、適正に執行されていた。

(1) 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

対象機関名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部 田川保健福祉 事務所	支 出	1	生活保護費において、住宅扶助の入力を誤ったため、支給過大となっていた。
保健医療介護部 京築保健福祉 環境事務所	支 出	1	生活保護費において、最低生活費の算定を誤ったため、支給過大となっていた。
計			2件

(2) 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

対象部局名	調査区分	件数	説 明
		1	生活保護費において、高等学校就学費の認定を誤ったため、支給過不足となっていた。
		1	生活保護費において、生活扶助及び住宅扶助の認定を誤ったため、支給過大となっていた。
		1	生活保護費において、教材代の入力を誤ったため、支給過大となっていた。
保健医療介護部	支 出	1	生活保護費において、学習支援費の入力を誤ったため、支給不足となっていた。
		1	生活保護費において、住宅扶助の認定を誤ったため、支給不足となっていた。
		1	生活保護費において、生業扶助の入力を誤ったため、支給過大となっていた。
計			6件

監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を警察本部関係機関の北九州市警察部等41か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成29年4月7日

福岡県監査委員	山下 芳郎
同	伊藤 龍峰
同	行正 晴實
同	岩元 一儀

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：警察本部関係機関41機関
 (2) 監査対象期間：平成27年11月1日～平成28年10月31日
 (3) 監査実施期間：平成29年1月1日～平成29年2月10日
 監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
北九州市警察部	平成29年2月10日
警察学校	平成29年1月13日
交通機動隊	平成29年2月9日
高速道路交通警察隊	平成29年2月10日
第一機動隊	平成29年2月10日
第二機動隊	平成29年2月10日
中央警察署	平成29年1月31日～平成29年2月1日
博多警察署	平成29年1月31日～平成29年2月1日
東警察署	平成29年1月26日～平成29年1月27日
南警察署	平成29年1月24日～平成29年1月25日
早良警察署	平成29年2月2日～平成29年2月3日
西警察署	平成29年2月2日～平成29年2月3日
粕屋警察署	平成29年1月24日～平成29年1月25日
春日警察署	平成29年1月26日～平成29年1月27日
筑紫野警察署	平成29年2月7日～平成29年2月8日
糸島警察署	平成29年2月2日～平成29年2月3日
宗像警察署	平成29年2月10日
朝倉警察署	平成29年1月26日～平成29年1月27日
博多臨港警察署	平成29年1月13日
福岡空港警察署	平成29年1月13日
小倉北警察署	平成29年1月17日～平成29年1月18日
小倉南警察署	平成29年1月19日～平成29年1月20日
八幡東警察署	平成29年1月17日～平成29年1月18日
八幡西警察署	平成29年2月10日
折尾警察署	平成29年1月19日～平成29年1月20日
若松警察署	平成29年2月10日
戸畑警察署	平成29年2月10日
門司警察署	平成29年1月17日～平成29年1月18日
行橋警察署	平成29年1月19日～平成29年1月20日
豊前警察署	平成29年2月10日
飯塚警察署	平成29年2月10日
嘉麻警察署	平成29年1月11日～平成29年1月12日
直方警察署	平成29年1月11日～平成29年1月12日

監査対象機関名	監査実施日
田川警察署	平成29年1月11日～平成29年1月12日
久留米警察署	平成29年2月7日～平成29年2月8日
小郡警察署	平成29年1月31日～平成29年2月1日
うきは警察署	平成29年2月9日
筑後警察署	平成29年2月9日～平成29年2月10日
八女警察署	平成29年1月24日～平成29年1月25日
柳川警察署	平成29年2月10日
大牟田警察署	平成29年2月7日～平成29年2月8日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

3 監査の範囲

(1) 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

(2) 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

(3) 人件費

報酬及び賃金の執行状況、扶養手当、住居手当、通勤手当（変更分）の認定及び支給状況、退職手当及び時間外勤務手当の支給状況

(4) 契約

契約締結及び履行確認の状況

(5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

(6) 物品

取得、管理及び処分状況

第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、調査した範囲において適正に執行されていた。

監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を総務部、企画・地域振興部及び商工部出先機関の職員研修所等27か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成29年4月7日

福岡県監査委員	山下 芳郎
同	伊藤 龍峰
同	行正 晴實
同	岩元 一儀

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：総務部、企画・地域振興部及び商工部の出先機関27機関
 (2) 監査対象期間：平成27年11月1日～平成28年10月31日（総務部及び商工部）
 平成27年9月1日～平成28年10月31日（企画・地域振興部）
 (3) 監査実施期間：平成29年1月11日～平成29年2月16日
 監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査実施日
総務部	職員研修所	平成29年1月20日
	公文書館	平成29年1月27日
	東京事務所	平成29年2月9日～平成29年2月10日
	博多県税事務所	平成29年1月24日～平成29年1月27日
	東福岡県税事務所	平成29年1月11日～平成29年1月13日
	西福岡県税事務所	平成29年1月17日～平成29年1月19日
	筑紫県税事務所	平成29年1月31日～平成29年2月2日
	北九州東県税事務所	平成29年1月11日～平成29年1月13日
	北九州西県税事務所	平成29年1月31日～平成29年2月2日
	田川県税事務所	平成29年1月20日
	飯塚・直方県税事務所	平成29年1月24日～平成29年1月26日
	久留米県税事務所	平成29年1月17日～平成29年1月19日
	大牟田県税事務所	平成29年2月3日
	筑後県税事務所	平成29年2月3日
	行橋県税事務所	平成29年2月3日
	消防学校	平成29年2月3日
	企画・地域振興部	パスポートセンター
福岡中小企業振興事務所		平成29年2月3日
久留米中小企業振興事務所		平成29年2月20日
北九州中小企業振興事務所		平成29年2月27日
飯塚中小企業振興事務所		平成29年2月3日
計量検定所		平成29年2月7日～平成29年2月8日
大阪事務所		平成29年2月3日
工業技術センター		平成29年2月15日～平成29年2月16日
工業技術センター生物食品研究所		平成29年2月7日～平成29年2月8日
工業技術センターインテリア研究所		平成29年2月7日～平成29年2月8日
工業技術センター機械電子研究所		平成29年2月14日～平成29年2月15日
商工部		

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

3 監査の範囲

(1) 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入状況、現金収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

(2) 支出

報償費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

(3) 人件費

報酬及び賃金の執行状況、通勤手当（変更分）の認定及び支給状況

(4) 契約

契約締結及び履行確認の状況

(5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

(6) 物品

取得、管理及び処分状況

(7) 県税

個人事業税等の賦課徴収及び債権管理状況

第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は調査した範囲において適正に執行されていた。

監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時監査を職員研修所等21か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成29年4月7日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	伊藤龍峰
同	行正晴實
同	岩元一儀

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：知事部局の最先機関及び警察本部関係機関21機関
 (2) 監査対象期間：平成28年3月1日又は平成28年4月1日から監査実施日まで
 (3) 監査実施期間：平成28年9月8日～平成28年10月21日

監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
総務部	職員研修所	平成28年3月1日から 平成28年9月9日まで	平成28年9月9日
	東福岡県税事務所	平成28年4月1日から 平成28年10月7日まで	平成28年10月7日
	田川県県税事務所	平成28年3月1日から 平成28年9月15日まで	平成28年9月15日
	筑後県県税事務所	平成28年3月1日から 平成28年9月8日まで	平成28年9月8日
商工部	久留米中小企業振興事務所	平成28年3月1日から 平成28年9月9日まで	平成28年9月9日
	計量検定所	平成28年3月1日から 平成28年9月8日まで	平成28年9月8日
	大阪事務所	平成28年3月1日から 平成28年9月16日まで	平成28年9月16日
	工業技術センター生物食品研究所	平成28年4月1日から 平成28年10月7日まで	平成28年10月7日
警察本部	警察学校	平成28年4月1日から 平成28年10月19日まで	平成28年10月19日
	第二機動隊	平成28年4月1日から 平成28年10月20日まで	平成28年10月20日
	中央警察署	平成28年4月1日から 平成28年10月21日まで	平成28年10月21日
	博多警察署	平成28年4月1日から 平成28年10月12日まで	平成28年10月12日
	春日警察署	平成28年3月1日から 平成28年9月30日まで	平成28年9月30日
	朝倉警察署	平成28年4月1日から 平成28年10月14日まで	平成28年10月14日
	小倉北警察署	平成28年4月1日から 平成28年10月13日まで	平成28年10月13日
	小倉南警察署	平成28年3月1日から 平成28年9月30日まで	平成28年9月30日
	折尾警察署	平成28年4月1日から 平成28年10月4日まで	平成28年10月4日
	若松警察署	平成28年4月1日から 平成28年10月18日まで	平成28年10月18日
	田川警察署	平成28年3月1日から 平成28年9月27日まで	平成28年9月27日
	うきは警察署	平成28年4月1日から 平成28年10月6日まで	平成28年10月6日
大牟田警察署	平成28年3月1日から 平成28年9月29日まで	平成28年9月29日	

2 監査の主眼

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて、経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているか、また、内部統制は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、旅費及びその他需用費に主眼を置き、事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費
- (10) 内部統制

第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、下記の事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし
- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象部局名	調査区分	件数	説明
商工部	その他	1	印刷物の発注において、予定価格の設定及び見積合わせが行われていなかった。 また、物品購入における検収及び出納通知確認の押印並びに会場借上等における履行確認の押印が多数行われていなかった。 いずれの場合においても、チェック機能が不十分であった。

監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時監査を秘書室等54か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成29年4月7日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	伊藤龍峰
同	行正晴實
同	岩元一儀

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：知事部局、企業局、教育局、警察本部及び行政委員会（委員）事務局の54機関
- (2) 監査対象期間：平成28年5月1日、平成28年6月1日、平成28年7月1日又は平成28年8月1日から監査実施日まで
- (3) 監査実施期間：平成28年11月16日～平成29年2月10日

監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
企画・地域振興部	秘書室	平成28年5月1日から 平成28年11月16日まで	平成28年11月16日
	広域地域振興課	平成28年5月1日から 平成28年11月17日まで	平成28年11月17日
人づくり・県民生活部	社会活動推進課	平成28年5月1日から 平成28年11月16日まで	平成28年11月16日
	生活安全課	平成28年5月1日から 平成28年11月17日まで	平成28年11月17日
保健医療介護部	医療指導課	平成28年5月1日から 平成28年11月25日まで	平成28年11月25日
	福祉総務課	平成28年5月1日から 平成28年11月18日まで	平成28年11月18日
福祉労働部	新雇用開発課	平成28年5月1日から 平成28年11月18日まで	平成28年11月18日
	人権・同和対策局	平成28年5月1日から 平成28年11月22日まで	平成28年11月22日
環境部	環境保全課	平成28年5月1日から 平成28年11月22日まで	平成28年11月22日
	廃棄物対策課	平成28年5月1日から 平成28年11月24日まで	平成28年11月24日
商工部	中小企業振興課	平成28年5月1日から 平成28年11月24日まで	平成28年11月24日
	工業保安課	平成28年7月1日から 平成29年1月12日まで	平成29年1月12日
農林水産部	観光局	平成28年5月1日から 平成28年11月25日まで	平成28年11月25日
	農林水産政策課	平成28年7月1日から 平成29年1月12日まで	平成29年1月12日
農林水産部	食の安全・地産地消課	平成28年7月1日から 平成29年1月13日まで	平成29年1月13日
	園芸振興課	平成28年7月1日から 平成29年1月13日まで	平成29年1月13日
農林水産部	水産振興課	平成28年7月1日から 平成29年1月19日まで	平成29年1月19日
	福岡農林事務所	平成28年6月1日から 平成28年12月6日まで	平成28年12月6日
農林水産部	農林業総合試験場資源活用研究センター	平成28年6月1日から 平成28年12月14日まで	平成28年12月14日
	農林業総合試験場豊前分場	平成28年6月1日から 平成28年12月7日まで	平成28年12月7日
農林水産部	両筑家畜保健衛生所	平成28年6月1日から 平成28年12月7日まで	平成28年12月7日

監査対象機関名		監査対象期間		監査実施日
農林 水産部	筑後川水系農地開発事務所	平成28年6月1日から 平成28年12月8日まで	平成28年12月8日	
	水産海洋技術センター	平成28年6月1日から 平成28年12月15日まで	平成28年12月15日	
県土整備部	河川開発課	平成28年7月1日から 平成29年1月19日まで	平成29年1月19日	
	港湾課	平成28年7月1日から 平成29年1月20日まで	平成29年1月20日	
	高速道路対策室	平成28年7月1日から 平成29年1月20日まで	平成29年1月20日	
	水資源対策課	平成28年7月1日から 平成29年1月25日まで	平成29年1月25日	
	久留米県土整備事務所	平成28年8月1日から 平成29年2月10日まで	平成29年2月10日	
	直方県土整備事務所	平成28年6月1日から 平成28年12月13日まで	平成28年12月13日	
	八女県土整備事務所	平成28年8月1日から 平成29年2月9日まで	平成29年2月9日	
	北九州市県土整備事務所	平成28年6月1日から 平成28年12月9日まで	平成28年12月9日	
	田川県土整備事務所	平成28年8月1日から 平成29年2月8日まで	平成29年2月8日	
	飯塚県土整備事務所	平成28年6月1日から 平成28年12月16日まで	平成28年12月16日	
	五ヶ山ダム建設事務所	平成28年6月1日から 平成28年12月8日まで	平成28年12月8日	
	都市計画課	平成28年7月1日から 平成29年1月25日まで	平成29年1月25日	
	公園街路課	平成28年7月1日から 平成29年1月26日まで	平成29年1月26日	
	下水水道課	平成28年7月1日から 平成29年1月26日まで	平成29年1月26日	
県営住宅課	平成28年7月1日から 平成29年1月24日まで	平成29年1月24日		
企業局	会計管理課	平成28年7月1日から 平成29年1月24日まで	平成29年1月24日	
	管 理 課	平成28年8月1日から 平成29年2月7日まで	平成29年2月7日	
教育庁	高等学校教育課	平成28年7月1日から 平成29年1月31日まで	平成29年1月31日	
	人権・同和教育課	平成28年7月1日から 平成29年1月31日まで	平成29年1月31日	
警察本部	人事委員会事務局	平成28年8月1日から 平成29年2月1日まで	平成29年2月1日	
	監査委員事務局	平成28年8月1日から 平成29年2月2日まで	平成29年2月2日	
警察本部	総務課	平成28年5月1日から 平成28年11月28日まで	平成28年11月28日	
	監察官室	平成28年5月1日から 平成28年11月28日まで	平成28年11月28日	
	生活安全総務課	平成28年5月1日から 平成28年11月30日まで	平成28年11月30日	

監査対象機関名		監査対象期間		監査実施日
警察本部	少年課	平成28年5月1日から 平成28年11月30日まで	平成28年5月1日から 平成28年11月30日まで	平成28年11月30日
	北九州地区暴力団犯罪捜査課	平成28年5月1日から 平成28年11月30日まで	平成28年5月1日から 平成28年11月30日まで	平成28年11月30日
	交通企画課	平成28年6月1日から 平成28年12月1日まで	平成28年6月1日から 平成28年12月1日まで	平成28年12月1日
	交通指導課	平成28年6月1日から 平成28年12月1日まで	平成28年6月1日から 平成28年12月1日まで	平成28年12月1日
	運転免許試験課	平成28年5月1日から 平成28年11月28日まで	平成28年5月1日から 平成28年11月28日まで	平成28年11月28日
	公安第三課	平成28年6月1日から 平成28年12月1日まで	平成28年6月1日から 平成28年12月1日まで	平成28年12月1日
	労働委員会事務局	平成28年8月1日から 平成29年2月2日まで	平成28年8月1日から 平成29年2月2日まで	平成29年2月2日

2 監査の主眼

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に關する事務が適正に執行されているか、併せて、経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているか、また、内部統制は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、旅費及びその他需用費に主眼を置き、事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費
- (10) 内部統制

第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に關する事務は、下記の事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
商工部 観光局	支出	1	平成28年4月分のコピー代金が、関係団体の経費で支払われていた。
計		1	1件

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし

監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を教育委員会の福岡教育事務所等133か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成29年4月7日

福岡県監査委員	山 下 芳 郎
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	岩 元 一 儀

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：教育委員会の出先機関133機関
 (2) 監査対象期間：平成27年9月1日～平成28年8月31日（12か月間）
 (3) 監査実施期間：平成28年10月4日～平成29年3月8日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡教育事務所	平成28年10月25日～平成28年10月28日
北九州教育事務所	平成28年10月12日～平成28年10月14日
北筑後教育事務所	平成28年10月12日～平成28年10月14日
南筑後教育事務所	平成28年10月18日～平成28年10月20日
筑豊教育事務所	平成28年11月1日～平成28年11月2日
京築教育事務所	平成28年10月25日～平成28年10月26日
教育センター	平成28年11月1日
体育研究所	平成28年11月17日
美術館	平成28年11月17日
図書館	平成28年11月9日
社会教育総合センター	平成28年11月2日
英彦山青年の家	平成28年11月17日
少年自然の家「玄海の家」	平成28年11月17日
九州歴史資料館	平成28年11月9日
青豊高等学校	平成28年11月17日
築上西高等学校	平成28年11月17日
育徳館高等学校	平成28年11月17日
苅田工業高等学校	平成28年11月17日
京都高等学校	平成28年11月17日
行橋高等学校	平成28年11月17日
門司学園高等学校	平成28年11月17日
門司大翔館高等学校	平成28年11月17日
小倉南高等学校	平成28年10月4日
小倉商業高等学校	平成28年11月17日
小倉高等学校	平成28年11月17日
小倉工業高等学校	平成28年10月5日
小倉西高等学校	平成28年10月6日

監査対象機関名	監査実施日
北九州高等学校	平成28年11月17日
小倉東高等学校	平成28年10月7日
戸畑高等学校	平成28年11月15日
ひびき高等学校	平成28年11月16日
戸畑工業高等学校	平成28年11月17日
若松高等学校	平成28年11月17日
若松商業高等学校	平成28年12月6日
八幡高等学校	平成28年12月7日
八幡中央高等学校	平成28年12月8日
八幡工業高等学校	平成28年12月9日
八幡南高等学校	平成28年11月18日
北筑高等学校	平成28年11月18日
東筑高等学校	平成28年11月18日
折尾高等学校	平成28年12月2日
中間高等学校	平成28年12月1日
遠賀高等学校	平成28年11月18日
宗像高等学校	平成28年11月18日
光陵高等学校	平成28年11月22日
水産高等学校	平成28年11月18日
玄界高等学校	平成28年11月18日
新宮高等学校	平成28年11月18日
福岡魁誠高等学校	平成28年11月18日
須恵高等学校	平成28年11月4日
宇美商業高等学校	平成28年11月18日
香住丘高等学校	平成28年11月18日
香椎高等学校	平成28年11月18日
香椎工業高等学校	平成28年11月18日
博多青松高等学校	平成28年11月8日
福岡高等学校	平成28年11月18日
筑紫丘高等学校	平成28年11月22日
柏陵高等学校	平成28年12月6日
福岡中央高等学校	平成28年11月4日
城南高等学校	平成28年11月18日
修猷館高等学校	平成28年11月18日
福岡工業高等学校	平成28年11月10日
福岡講倫館高等学校	平成28年11月18日

監査対象機関名	監査実施日
早良高等学校	平成28年11月11日
玄洋高等学校	平成28年12月7日
筑前高等学校	平成28年12月8日
春日高等学校	平成28年11月18日
太宰府高等学校	平成28年11月18日
福岡農業高等学校	平成28年11月18日
筑紫中央高等学校	平成28年12月2日
武蔵台高等学校	平成28年11月18日
筑紫高等学校	平成28年12月1日
糸島高等学校	平成28年12月9日
糸島農業高等学校	平成28年11月18日
小郡高等学校	平成28年11月18日
三井高等学校	平成28年11月24日
久留米筑水高等学校	平成28年11月24日
明善高等学校	平成28年11月24日
久留米高等学校	平成28年11月24日
三潞高等学校	平成28年12月15日
大川樟風高等学校	平成28年11月24日
伝習館高等学校	平成28年11月24日
山門高等学校	平成28年10月4日
三池高等学校	平成28年11月24日
三池工業高等学校	平成28年10月5日
大牟田北高等学校	平成28年11月24日
ありあけ新世高等学校	平成28年11月24日
八女高等学校	平成28年11月24日
八女工業高等学校	平成28年11月24日
福島高等学校	平成28年11月24日
八女農業高等学校	平成28年11月24日
浮羽工業高等学校	平成28年11月24日
浮羽究真館高等学校	平成28年12月16日
朝倉高等学校	平成28年11月24日
朝倉東高等学校	平成28年11月24日
朝倉光陽高等学校	平成28年11月8日
田川高等学校	平成28年11月24日
東鷹高等学校	平成28年10月20日
田川科学技术高等学校	平成28年11月24日

監査対象機関名	監査実施日
西田川高等学校	平成28年11月24日
稲築志耕館高等学校	平成28年11月24日
嘉穂高等学校	平成28年11月17日
嘉穂東高等学校	平成28年11月25日
嘉穂総合高等学校	平成28年11月25日
鞍手高等学校	平成28年12月15日
直方高等学校	平成28年12月14日
筑豊高等学校	平成28年11月25日
鞍手竜徳高等学校	平成28年12月13日
築城特別支援学校	平成28年11月10日～平成28年11月11日
小倉聴覚特別支援学校	平成28年11月25日
北九州視覚特別支援学校	平成28年11月25日
※特別支援学校「北九州高等学園」	平成28年11月29日～平成28年11月30日 平成29年3月7日～平成29年3月8日
古賀特別支援学校	平成28年11月25日
福岡特別支援学校	平成28年11月15日～平成28年11月16日
福岡聴覚特別支援学校	平成28年11月25日
福岡高等聴覚特別支援学校	平成28年11月25日
太宰府特別支援学校	平成28年11月25日
福岡視覚特別支援学校	平成28年11月25日
福岡高等視覚特別支援学校	平成28年11月25日
特別支援学校「福岡高等学園」	平成28年11月29日～平成28年11月30日
小郡特別支援学校	平成28年10月27日～平成28年10月28日
久留米聴覚特別支援学校	平成28年11月25日
田主丸特別支援学校	平成28年12月13日～平成28年12月14日
柳河特別支援学校	平成28年11月25日
筑後特別支援学校	平成28年10月6日～平成28年10月7日
川崎特別支援学校	平成28年11月25日
嘉穂特別支援学校	平成28年10月18日～平成28年10月19日
直方特別支援学校	平成28年11月25日
育徳館中学校	平成28年11月17日
門司学園中学校	平成28年11月17日
宗像中学校	平成28年11月18日
嘉穂高等学校附属中学校	平成28年11月17日
輝翔館中等教育学校	平成28年11月25日

※特別支援学校「北九州高等学園」の監査対象期間は、平成26年4月1日～平成28年8月

31日の2か月5か月である。

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

3 監査の範囲

(1) 収入

使用料、手数料、財産貸付収入、生産物売払収入、雑入等の調定及び収入事務

(2) 支出

報償費、旅費、需用費、委託料、扶助費等の支出事務

(3) 人件費

報酬、賃金、諸手当の認定及び支給事務

(4) 契約

契約の締結及び履行確認事務

(5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

(6) 物品

取得、管理及び処分の状況

第2 監査の結果

今回の監査の結果、下記事項を除き、財務に関する事務は、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説明
特別支援学校「北九州高等学園」	支出	1	特別支援教育就学奨励費（扶助費）に関して、不適正な事務処理が行われ、多数かつ多額の支給過大、支給過小等が生じていた。 それらの中には、支給額決定の根拠資料や支出額に対応しないもの、あるいは根拠書類が存在しないもの、あるいは根拠なく支出された前渡資金で支払や精算が確認できないものなどが、多数存在していた。